

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則 (改革推進課) 一

○埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則 (改革推進課) 一三

○埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則 (改革推進課) 三六

規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十五号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則(昭和四十二年埼玉県規則第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九款の二 西関東連絡道路建設事務所(第二百二十条の三・第二百二十条の四)」を「第二十九款の二 総合技術センター(第二百二十条の三・第二百二十九款の三 西関東連絡道路建設事務所(第二百二十条の五・条の四)」に、

「第三十八款 営繕工事事務所(第三百三十一条の十四・第三百二十条の六)」に、「第三十八款 営繕工事事務所(第三百三十一条の十四・第

「第三百三十一条の十五)」を「第三十七款の二 建築安全センター(第三百三十一条の十第三十八款 営繕工事事務所(第三百三十一条の十六・第三百三十一条の十七)」に、「第二十款 彩の国ビジュアルプラザ(第六百六十二条)」を「第二十款 削除」に改める。

第三条の表企画財政部の項中「IT推進課」を「情報企画課」に、「システム調整課」を「システム管理課」に改め、同表総務部の項中「職員課」を「職員健康支

援課」に、「税務課」を「特別徴収課」に改め、同表県民生活部の項中「交通安全課」を「防犯

交通安全課」に改め、同表環境部の項中「自然環境課」を「自然環境課」に改め、同表福祉部の

「自然環境課」を「自然環境課」に改め、同表福祉部の

「自然環境課」を「自然環境課」に改め、同表福祉部の

「障害者福祉課」を「障害者福祉課」に改め、同表福祉部の

「産業誘致・経営支援課」を「産業誘致・経営支援課」に改め、同表

「産業支援課」を「産業支援課」に改め、同表

「産業拠点整備課」を「産業拠点整備課」に改め、同表

農林部の項中

農業政策課

を

農業
経済
農地生活

政策課
流通課
用推進課

に、

生産振興課
流通販売課

を

生産振興課

に改め、同表県土整備部の項中

「県土整備総務課」を「県土整備政策課」に、「技術管理課」を「建設管理課」に、「建設業課」を「水辺再生課」に改め、同表都市整備部の項中「都市整備総務課」を「都

市整備政策課」に、

公園課

を
公園課

都市づくり課
スタジアム課

に、「建築指導課」を「建築安全課」に、

設
備
新
都
心
事
業
調
整
課

を

設
備

課」に改める。

第六条第一項の表中「県土整備総務課」を「県土整備政策課」に、「都市整備総務課」を「都市整備政策課」に改め、同条第三項中「税務課」の下に、「特別徴収課税調査課」を加える。

第六条の二企画総務課の項中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、同条改革推進課の項第九号中「改革政策局長等」を「改革政策局長」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第八号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 外部監査に関すること。

第六条の二改革推進課の項中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 行政手続法の施行に関すること。

五 埼玉県行政手続条例の施行に関すること。

第六条の二IT推進課の項第三号を次のように改める。

三 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の施行に関すること。

第六条の二IT推進課の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加え、同項を同条情報企画課の項とする。

四 電子申請の推進及び市町村の情報化の支援に関すること。

第六条の二システム調整課の項中第四号及び第五号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加え、同項を同条システム管理課の項とする。

三 高度情報化、情報処理及び電気通信に係る知識の普及及び指導に関すること。

第六条の二土地水政策課の項に次の二号を加える。

六 国土形成計画（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

七 首都圏整備計画（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第七条職員課の項を同条職員健康支援課の項とし、同条税務課の項第六号中「税務課」の下に、「特別徴収課税調査課」を加え、同項第七号中「税務局長及び特別徴収対策室長等」を「税務局長等」に改め、同項の次に次の一項を加える。

特別徴収課税調査課

一 高額滞納事案の整理に関すること。

二 市町村との連携による個人県民税の徴収対策に関すること。

三 法人事業税に係る外形標準課税の調査に関すること。

四 不動産取得税に係る家屋評価に関すること。

五 軽油引取税に係る広域事案の調査に関すること。

第七条の二文化振興課の項第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同条青少年課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条交通安全課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同項に次の一号を加え、同項を同条防犯・交通安全課の項とする。

七 埼玉県防犯のまちづくり推進条例の施行に関すること。

第七条の四環境政策課の項中第十号を第十三号とし、第九号の次に次の三号を加える。

十 環境影響評価法の施行に関すること。

十一 埼玉県環境影響評価条例の施行に関すること。

十二 戦略的環境影響評価に係る施策の推進に関すること。

第七条の四温暖化対策課の項第三号中「地球温暖化の防止」を削り、「が所掌する」を「において所掌する」に改め、同項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 埼玉県地球温暖化対策推進条例の施行（青空再生課において所掌するものを除く。）に関する事。

第七条の四温暖化対策課の項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十二号までを二号ずつ繰り上げ、同条青空再生課の項第十一号中「もの」を「こと」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一 埼玉県地球温暖化対策推進条例の施行（自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に限る。）に関する事。

第七条の四自然環境課の項中第十九号を第二十号とし、第十五号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十四号中「みどり再生推進室長等」を「みどり再生課」に改め、「庶務」の下に「予算及び経理」を加え、同号を同項第十五号とし、同項中第九号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 埼玉県自然環境保全条例の施行に関する事。

第七条の四に次の一項を加える。

みどり再生課

一 みどりと川の再生に係る政策の総合調整に関する事。

二 ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の施行に関する事。

三 彩の国みどりの基金及びさいたま緑のトラスト基金（自然環境課及び会計管理課において所掌するものを除く。）に関する事。

四 都市緑地法の施行に関する事。

五 首都圏近郊緑地保全法の施行に関する事。

六 生産緑地法の施行に関する事。

七 地域地区（風致地区、特別緑地保全地区及び生産緑地地区に係るものに限る。）に関する事。

八 その他緑地の保全及び創出の推進に関する事。

第八条障害者福祉課の項第二号を削り、同項第三号中「他の機関において所掌するものを除く」を「障害者の社会参加及び就労移行の推進、更生医療及び精神通院医療に係る自立支援医療費、補装具費並びに障害者福祉計画の策定及び進行管理に

関することに限る」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十一号までを二号ずつ繰り上げ、同項第十二号中「障害者社会参加推進室長等」を「障害者自立支援課」に改め、「庶務」の下に「予算及び経理」を加え、同号を同項第十号とし、同項第十三号を同項第十一号とし、同項を同条障害者福祉推進課の項とし、同項の次に次の一項を加える。

障害者自立支援課

一 障害者自立支援法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関する事。

二 社会福祉法の施行（主として障害者支援施設を運営する法人の認可等に関するものに限る。）に関する事。

三 児童福祉法に基づく障害児の福祉に関する事。

第九条生活衛生課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第十条産業労働政策課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条新産業育成課の項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 ベンチャー企業等の創業支援に係る総合的企画及び調整に関する事。

第十条新産業育成課の項第四号を次のように改める。

四 創業・ベンチャー支援センターとの連絡調整に関する事。

第十条新産業育成課の項第五号から第八号までを削り、同条工業支援課の項及び企業誘致・経営支援課の項を次のように改める。

産業支援課

一 工業技術の振興に関する事。

二 中小企業の経営革新支援に係る総合的企画及び調整に関する事。

三 中小企業支援法の施行に関する事。

四 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の施行に関する事。

五 産業活力再生特別措置法の施行に関する事。

六 科学技術に係る総合的企画及び調整並びに試験研究機関における研究活動

の総合的推進に関する事。

七 知的財産の創造、保護及び活用に係る施策の推進に関する事。

八 下請中小企業振興法の施行に関する事。

- 九 サービス業の振興に関すること。
- 十 埼玉県中小企業振興公社に関すること。
- 十一 家庭用品品質表示法の施行に関すること。
- 十二 指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関に関すること。
- 十三 工業用水に関すること(工業用水法の施行に関するものを除く)。
- 十四 鉱業に関すること。
- 十五 計量検定所及び産業技術総合センターとの連絡調整に関すること。
- 十六 地域振興センターとの連絡調整(経営支援に係るものに限る。)に関する

企業立地課

- 一 産業立地の促進に関すること。
- 二 工場立地法の施行に関すること。
- 三 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に関すること。
- 四 企業誘致に関すること。
- 五 国際経済交流に関すること。
- 六 地域振興センターとの連絡調整(企業誘致に係るものに限る。)に関する

第十条金融課の項の次に次の二項を加える。

観光課

- 一 観光施策の推進に関すること。
- 二 県産品の販路拡張に関すること。
- 三 伝統的工芸品産業の振興に関すること。
- 四 地域産業の振興に関すること。
- 五 フィールド・コミッションに関すること。
- 六 旅行業法の施行に関すること。
- 七 通訳案内士法の施行に関すること。
- 八 国際観光ホテル整備法の施行に関すること。
- 九 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の施行に関する

行に関すること。

- 十 地域振興センターとの連絡調整(観光に係るものに限る。)に関する

産業拠点整備課

- 一 地域振興ふれあい拠点施設及びテクノグリーンセンターの整備に関する

- 二 埼玉県彩の国ビジュアルプラザ条例により設置された彩の国ビジュアル

ラザの管理に関すること。

- 十一 農林水産業に関する試験研究の総合的な企画及び調整に関する

第十一条農業政策課の項第五号中「施行」の下に「市民農園区域の指定に関する

経済流通課

- 一 農業協同組合(農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法

- 二 農業倉庫業法の施行に関する

- 三 農任組合法の施行(農村整備課において所掌するものを除く。)に関する

- 四 水産業協同組合法の施行(漁業協同組合及び漁業協同組合連合会の検査に

- 五 森林組合法の施行(森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会の検査に

- 六 卸売市場法及び埼玉県卸売市場条例の施行に関する

- 七 野菜等の価格安定対策に関する

- 八 野菜の生産及び出荷の指導に関する

- 九 野菜生産出荷安定法の施行に関する

- 十 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の施行に関する

- 十一 地産地消の推進に関する

- 十二 農産物の加工及び利用の促進に関する

- 十三 農産物の流通及び販売施策の推進に関する

農地活用推進課

- 一 農地活用の推進に関する

- 二 農業経営基盤強化促進法の施行(農業支援課において所掌するものを除

く。)に関すること。

三 市民農園整備促進法の施行(農業政策課において所掌するものを除く。)に関すること。

四 都市地域農業対策に関すること。

五 山村振興法の施行に関すること。

六 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の施行に関すること。

七 中山間地域総合振興対策に関すること。

八 農村都市交流の推進に関すること。

九 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の施行に関すること。

十 経営構造対策に関すること。

十一 バイオマス利活用の推進に関すること。

十二 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の施行に関すること。

第十三条 農業支援課の項第十五号を削り、同条生産振興課の項中第二号から第五号までを削り、第六号を第二号とし、第七号から第十一号までを四号ずつ繰り上げ、同項第十二号中「農業政策課」を「経済流通課」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の三号を加える。

九 需要に応じた米づくり改革の支援に関すること。

十 米麦、大豆等の生産、出荷及び消費に関すること。

十一 主要農作物種子法の施行に関すること。

第十四条 生産振興課の項中第十三号を第十二号とし、第十四号を削り、第十五号を第十三号とし、同項第十六号中「農林総合研究センター及び」及び「(農業支援課において所掌するものを除く。)」を削り、同号を同項第十四号とし、同条流通販売課の項を削り、同条森づくり課の項第二号中「農業政策課」を「経済流通課」に改め、同項第十五号中「木材利用推進室長等の庶務」を「木材利用の推進」に改め、同項中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 埼玉県森林整備地域活動支援基金(会計管理課において所掌するものを除く。)に関すること。

第十二条 県土整備総務課の項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 部内において所掌する公共施設のアセットマネジメントの総合的企画及び調整並びにその他の公共施設のアセットマネジメントの調整(管財課において所掌するものを除く。)に関すること。

第十二条 県土整備総務課の項中第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加え、同項を同条県土整備政策課の項とする。

一 県土整備施策の総合的企画及び調整に関すること。

第十二条 技術管理課の項を次のように改める。

建設管理課

一 建設工事に係る技術基準等の策定及び普及に関すること。

二 建設工事に係る積算の基準及び単価等に関すること。

三 公共事業情報システム(業者情報管理システムを除く。)の整備及び運営に関すること。

四 公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行(建設工事に係る総合評価競争入札制度に関すること及び建設工事の総合評価競争入札に対し学識経験者の意見を聴くこと(総務部において所掌するものを除く。))に関すること。

五 建設業法の施行(建設工事紛争審査会の庶務に関するものを除く。)に関すること。

六 建設機械抵当法の施行に関すること。

七 建設工事統計に関すること。

八 浄化槽法に基づく浄化槽工事業に係る登録に関すること。

九 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行(解体工事業者の登録に関することに限る。)に関すること。

十 総合技術センターとの連絡調整に関すること。

第十二条 道路政策課の項に次の一号を加える。

六 直轄国道の移管に係る調整に関すること。

第十二条 河川砂防課の項第一号から第三号までを次のように改める。

一 河川の改修及び維持管理(排水機場及び水門に係るものに限る。)に関すること。

二 水防に関すること。

三 公共土木施設の災害復旧事業に関すること。

第十二条 河川砂防課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号

とし、第七号を削り、同項第八号中「河川」の下に「の改修」を加え、同号を同項第六号とし、同項第九号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 砂防、地すべりの防止、急傾斜地の崩壊の防止及び土砂災害の防止対策の推進に關すること。

第十二条河川砂防課の項中第十号から第十二号までを削り、第十三号を第九号とし、同条建設課の項を次のように改める。

水辺再生課

一 河川の維持管理（河川砂防課において所掌するものを除く。）に關すること。

二 水防計画に基づく水防活動に關すること。

三 公有水面の埋立に關すること。

四 水辺再生事業の推進に關すること。

五 川の国埼玉の魅力発信に關すること。

六 埼玉県船舶の放置防止に關する条例の施行に關すること。

七 国土交通省所管国有財産のうち、河川に係るものの取得、管理及び処分（河川砂防課において所掌するものを除く。）に關すること。

八 埼玉県河川公社に關すること。

九 前各号に掲げるもの及び他の機関において所掌するものを除くほか、河川の管理に關すること。

第十三条都市整備総務課の項中第四号を第七号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 さいたま新都心に係る総合的企画及び調整に關すること。

六 さいたまスーパーアリーナ及びびけやきひろば等の管理に關すること。

第十三条都市整備総務課の項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加え、同項を同条都市整備政策課の項とする。

一 都市整備施策の総合的企画及び調整に關すること。

第十三条都市計画課の項第四号中「みどり再生推進室長」を「みどり再生課」に改め、同項第十四号を同項第十六号とし、同項第十三号中「田園都市産業ゾーン推進室長等」を「田園都市づくり課」に改め、「庶務」の下に「予算及び経理」を加え、同号を同項第十五号とし、同項中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を削り、第九号を第十二号とし、第六号から第八号までを三号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の三号を加える。

六 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等の普及推進に關すること。

七 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に關する法律の施行（市町村による基本構想の作成指導及び路外駐車場に關することに限る。）に關すること。

八 都市防災の推進に關すること。

第十三条市街地整備課の項中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 密集市街地における防災街区の整備の促進に關する法律の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に關すること。

七 住宅地区改良法の施行に關すること。

第十三条市街地整備課の項の次に次の一項を加える。

田園都市づくり課

一 田園都市産業ゾーンづくり及び県北部の産業系土地利用の推進及び調整に關すること。

二 景観法の施行（農業政策課において所掌するものを除く。）及び埼玉風景観条例の施行に關すること。

三 屋外広告物法及び埼玉県屋外広告物条例の施行に關すること。

第十三条公園課の項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加え、同項を同条公園スタジアム課の項とする。

三 彩の国みどりの基金等を活用した都市部の緑化に關すること。

第十三条開発指導課の項第六号中「建築指導課において所掌するものを除く。」を削り、同条建築指導課の項中第六号から第八号までを削り、第九号を第六号とし、第十号から第十二号までを三号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加え、同項を同条建築安全課の項とする。

十 建築安全センターとの連絡調整に關すること。

第十三条住宅課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、第十四号を削り、第十五号を第十三号とし、第十六号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 長期優良住宅の普及の促進に關する法律の施行に關すること。

第十三条住宅課の項中第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、同条新都心事業調整課の項を削る。

第十九条の三第一項中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号

を加える。

二十四 埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく事務(低燃費車の販売状況の報告及び特定電気機器等販売事業者に関することに限る。)に関すること。

第三十条第五号中「工業支援課」を「産業支援課」に改める。
第三十八条に次の一号を加える。

十二 畜産の振興及び畜産業の指導に関すること。

第五十条の六第四号中「前各号」を「前三号」に改める。

第六十六条に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次条第一項第二十五号、第二十六号及び第二十九号に掲げる事務のうち県営事業に関するものについては、埼玉県加須農林振興センターの所管区域は、前項に規定する埼玉県加須農林振興センターの所管区域に、同項に規定する埼玉県さいたま農林振興センターの所管区域を加えた区域とする。

第六十七条第一項第二十五号を削り、同項第二十六号中「。第二十九号及び第三十号において同じ」を削り、同号を同項第二十五号とし、同項中第二十七号を第二十六号とし、第二十八号を第二十七号とし、同項第二十九号中「こと」の下に「農村整備計画センターにおいて所掌するものを除く。」を加え、同号を同項第二十八号とし、同項第三十号中「こと」の下に「(農村整備計画センターにおいて所掌するものを除く。)」を加え、同号を同項第二十九号とし、同項第三十一号から第三十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項中「地域普及部及び技術普及部並びに大里農林振興センター」を「農業支援部及び」に、「久喜普及部」を「久喜農業支援部」に改める。

第六十八条の表中 「事業推進部」を「管理部」に、「飯能普及部」を「飯能普及部」に、「農業支援部」を「農業支援部」に、

「事業推進部」 「管理部」

農業支援部」に、農村整備部 を 農村整備部 に、「久喜普及部」を「久喜農業支援部」に改める。

普及部 「農業支援部」

業支援部」に改める。

第七十三条第四号中「利用技術」を「利用」に、「バイオテクノロジー」を「病害虫防除技術」に改め、同条第十二号中「環境緑化技術」を「都市緑化技術」に改め、同条第十七号中「関する」の下に「研究開発を行う」を加え、同条第十九号及び第二十号を削り、第二十一号を第十九号とする。

第七十四条中「、次の室及び部」を「総務部」に改め、「企画マーケティング室」を削る。
総務部

第七十四条の三第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号中「検定及び」を削り、同号を同項第六号とし、同条第二項第二号中「、生産環境」を削り、同項第三号を削り、同項第四号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第三項第二号中「、生産環境」を削り、同項第四号中「前各号」を「前三号」に改める。

第一百八条第一項中「土木、建築等」を「土木等」に改める。

第一百九条第一項中第九号から第十五号までを削り、第十六号を第九号とし、同項第十七号中「以下の款」を「次号」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第十八号を第十一号とし、第十九号から第二十二号までを削る。

第一百二十条の表中 「用地部」を「用地部」に、「埼玉県北本県土整備事務所」を「建設部」に、

「埼玉県北本県土整備事務所」に、「埼玉県越谷県土整備事務所」を「埼玉県越谷県土整備事務所」に、

「開発建築部」 「道路施設公園部」 「開発建築部」
「道路施設公園部」を「道路施設公園部」に、
「開発建築部」 「道路施設公園部」
「河川砂防部」 「河川砂防部」 「道路部」

部 を「道路部」に改め、同表埼玉県行田県土整備事務所の項及び埼玉県杉戸県土整備事務所の項を削る。

第一百二十条の二を次のように改める。

第一百二十条の二 削除

第三章第二節第二十九款の二中第一百二十条の四を第一百二十条の六とし、第一百二十条の三を第一百二十条の五とし、同款を同節第二十九款の三とする。

第三章第二節第二十九款の次に次の一款を加える。

第二十九款の二 総合技術センター

(設置、名称及び位置)

第一百二十条の三 土木技術等の総合調整に関する事務を処理させるため、総合技術

センターを置く。
2 総合技術センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
埼玉県総合技術センター		さい	いたま市

(事務)

第二百二十四条の四 埼玉県総合技術センターにおいては、次の事務を所掌する。

- 一 建設に係る技術、積算、関係システム操作等の研修及び指導に関すること。
- 二 公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行（県土整備部及び都市整備部の建設工事に係る総合評価競争入札であつて、総務部及び建設管理課で所掌するものを除いたもの）の総合評価及びその検証に関することに限る。）に関すること。
- 三 建設工事に係る総合評価競争入札の市町村への普及及び支援に関すること。
- 四 県の建設工事の監督及び検査（他の機関で所掌するものを除く。）に関すること。
- 五 県公共事業再評価の実施に関すること。
- 六 建設コスト削減対策に関すること。
- 七 建設副産物対策に関すること。
- 八 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行（産業廃棄物指導課及び建設管理課において所掌するものを除く。）に関すること。

第二百三十一条の十二第三項第二号中「及び市野川流域下水道」を「市野川流域下水道及び利根川右岸流域下水道」に改める。

第三章第二節第三十八款中第二百三十一条の十五を第二百三十一条の十七とし、第二百三十一条の十四を第二百三十一条の十六とし、同節第三十七款の次に次の一款を加える。

第三十七款の二 建築安全センター

(設置、名称、位置及び所管区域)

第二百三十一条の十四 建築、開発等に関する事務を処理させるため、建築安全センターを置く。

2 建築安全センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名	称	位	置	所	管	区	域																						
埼玉県川越建築安全センター		川	越市	川	越市、所	沢市、飯	能市、東	松山市、狭																					
埼玉県熊谷建築安全センター		熊	谷市	熊	谷市、行	田市、秩	父市、加	須市、本																					
埼玉県越谷建築安全センター		越	谷市	越	谷市、深	谷市、秩	父郡（東	秩父村を除く）、児	玉郡、大	里郡、北	埼玉郡																		
				川	口市、春	日部市、	鴻	巣市、上	尾市、草	加市、越	谷市、蔵	市、戸	田	市、鳩	ヶ	谷市、桶	川市、久	喜市、北	本市、八	潮市、三	郷市、蓮	田市、幸	手市、吉	川市、北	足	立郡、南	埼玉郡、北	葛	飾郡

(事務)

第二百三十一条の十五 建築安全センターにおいては、次の事務を所掌する。

- 一 建築基準法に基づく道路位置の指定等、建築物等の確認、検査、認定、認可、許可及び違反是正並びに指定確認検査機関からの報告の受理等に関すること。
- 二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定建築物等の指導、助言、措置命令及び計画の認定等に関すること。
- 三 埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく届出の受理、検査、適合証の交付等（建築物に係るものに限る。）に関すること。
- 四 独立行政法人住宅金融支援機構法に基づく建築物等の審査に関すること。
- 五 都市計画法及び埼玉県風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく開発行為等の規制及び検査に関すること。
- 六 浄化槽法に基づく浄化槽の設置等に係る審査に関すること（特定行政庁の権限に係るものに限る。）。
- 七 租税特別措置法に基づく優良な宅地及び住宅の認定に関すること。
- 八 建築士事務所の指導に関すること。
- 九 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく対象建設工事の届出の受理に関すること。
- 十 エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく建築物に係る指導及び助言並びに特定建築物に係る届出の受理、指示等に関すること。

十一 景観法及び埼玉県景観条例に基づく届出の受理、勧告等に関する事。
第百五十条を次のように改める。

(組織)

第百五十条 埼玉学園に、事業部及び次の課を置く。

- 総務課
生活課
調査課
指導課

2 事業部に、前項の課のうち生活課及び調査課を置く。

第百六十条第一項中「平成十四年埼玉県条例第百六十五号」を「平成十四年埼玉県条例第八十四号」に改める。

第百六十一条第一項の表中「企画室」を「総務・企画室」に、

Table with 2 columns: 環境技術部, 福祉・デザイン, 電子情報技術

Table with 2 columns: ン部, 部

を

Table with 2 columns: 化学・環境技術部, 電子技術部

に改める。

第三章第三節第二十款を次のように改める。

第二十款 削除

第百六十二条 削除

第百六十三条第一項の表埼玉県立秩父高等技術専門校の項を削り、同条第二項中「埼玉県立川越高等技術専門校」を「埼玉県立熊谷高等技術専門校」に改め、同項の表中「埼玉県立川越高等技術専門校飯能分校」を「埼玉県立熊谷高等技術専門校秩父分校」に、「飯能市」を「秩父市」に改める。

第百六十四条を次のように改める。

第百六十四条 削除

第百八十七条の表埼玉県職員健康審査会の項中「職員課」を「職員健康支援課」に改め、同表埼玉県公益法人認定等審議会の中「(財団を含む。)」を削り、同表埼玉県交通安全対策会議の項中「交通安全課」を「防犯・交通安全課」に改め、同表中

Table with 2 columns: 埼玉県公害審査会, 埼玉県環境影響評価技術審議会. Rows include 埼玉県公害審査会, 埼玉県環境影響評価, 埼玉県環境影響評価, 埼玉県環境影響評価.

改め、同表埼玉県障害者施策推進協議会の項を削り、同表埼玉県介護保険審査会の項の次に次のように加える。

埼玉県障害者施策推進協議会	障害者基本法第二十六条第二項の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関する事務	障害者福祉推進課
---------------	--	----------

第百八十七条の表埼玉県障害者介護給付費等不服審査会の項中「障害者自立支援課」を「障害者自立支援課」に改め、同表中

歯科技工士試験委員	歯科技工士試験の実施に関する事務を行う。	保健医療政策課
埼玉県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法第二十五条第一項の規定による准看護師試験の実施に関する事務	保健医療政策課
クリーニング師試験委員	クリーニング師試験の実施に関する事務を行う。	保健医療政策課
調理師製菓衛生師試験委員	調理師試験及び製菓衛生師試験の実施に関する事務を行う。	保健医療政策課

歯科技工士試験委員	歯科技工士試験の実施に関する事務を行う。	保健医療政策課
埼玉県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法第二十五条第一項の規定による准看護師試験の実施に関する事務	保健医療政策課
クリーニング師試験委員	クリーニング師試験の実施に関する事務を行う。	保健医療政策課
調理師製菓衛生師試験委員	調理師試験及び製菓衛生師試験の実施に関する事務を行う。	保健医療政策課
埼玉県地方独立行政法人評価委員会	地方独立行政法人法第十一条第二項の規定による地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関する事務及び同法によりその権限に属させられた事項を処理する事務	保健医療政策課

改め、同表埼玉県種苗審議会の項を次のように改める。

埼玉県卸売市場審議会	知事の諮問に応じ、卸売市場整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項を調査審議する。	経済流通課
------------	--	-------

第百八十七条の表中

埼玉県園芸振興審議会	知事の諮問に応じ、園芸振興計画の樹立及び実施に関する重要事項を調査審議する。	生産振興課
埼玉県卸売市場審議会	知事の諮問に応じ、卸売市場整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項を調査審議する。	流通販売課

埼玉県種苗審議会	知事の諮問に応じ、主要農作物の品種転換、種子更新等について調査審議する。	生産振興課
埼玉県園芸振興審議会	知事の諮問に応じ、園芸振興計画の樹立及び実施に関する重要事項を調査審議する。	生産振興課

改め、同表埼玉県景観審議会の項を削り、同表埼玉県建設工事紛争審査会の項中「土木審議課」を「土木審議課」に改め、同表埼玉県都市計画審議会の項の次に次のように加える。

埼玉県景観審議会	知事の諮問に応じ、景観形成に関する重要事項を調査審議する。	田園都市づくり課
埼玉県屋外広告物審議会	知事の諮問に応じ、屋外広告物に関する重要事項を調査審議し及びその建議に関する事務を行う。	田園都市づくり課

第百八十七条の表中

埼玉県建築審査会	建築基準法第七十八条の規定による特定行政庁又は建築主事の処分に対する異議申立ての裁定及び壁面線の指定等に対する同意並びに同法施行に関する重要事項の調査審議に関する事務	建築指導課
埼玉県建築士審査会	建築士法第二十八条の規定による建築士試験及び同法によりその権限に属する事項に関する事務	建築指
埼玉県屋外広告物審議会	屋外広告物に関する重要事項の調査審議及びその建議に関する事務	建築
埼玉県建築審査会	建築基準法第七十八条の規定による特定行政庁又は建築主事の処分等に対する審査請求の裁定及び壁面線の指定等に対する同意並びに同法の施行に関する重要事項の調査審議に関する事務	建築安全課
埼玉県建築士審査会	建築士法第二十八条の規定による建築士試験に関する事務及び同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する事務	建築

に を

企画財政部	改革政策局長	上司の命を受け、職員定数、行政組織、職務権限、行政改革の推進、出資法人及び指定管理者に関する総合調整、外部監査等並びに情報通信技術に係る政策の企画及び立案並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
総務部	地域政策局長	上司の命を受け、市町村行財政の振興、地域の総合的な整備に係る政策の企画及び立案並びに県行政と市町村行政との総合調整に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	税務局長	上司の命を受け、税務行政に係る企画及び立案並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	契約局長	上司の命を受け、契約事務に係る企画及び指

第百八十八条第一項の表県民生活部の項及び環境部の項を削り、同表福祉部の項を次のように改める。

福祉部 少子化対策局長
 上司の命を受け、少子化対策に係る政策の企画及び立案並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

第百八十八条第一項の表産業労働部の項、農林部の項、県土整備部の項及び都市整備部の項を削り、同条第三項の表本庁の項を次のように改める。

本庁	政策幹	上司の命を受け、特に指定された重要事項を掌理するとともに、当該指定事項について、総合調整幹を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	副総合調整幹	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、総合調整幹を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	副報道長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、報道長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	室長付	上司の命を受け、上司の所掌する職務のうち、特定事務に従事する。
	副室長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、これらの事務を処理するため、職員

を指揮監督する。
 会計管理者付
 上司の命を受け、会計管理者の特定事務に従事する。

第百八十八条第三項の表企画財政部の項中「企画財政部」を「総務部」に改め、「外部監査、行政手続」を削り、「職員」を「所属の職員」に改め、同表職員課及び医療整備課の項中「職員課」を「職員健康支援課」に改め、同表農業政策課の項中「農業政策課」を「経済流通課」に改め、同表県土整備部及び建築指導課の項を削り、同条第四項中「副総合調整幹」の下に、「副報道長」を加え、「副室長、行政監察幹」を「副室長」に、「行政監察幹にあつては改革政策局長」を「副報道長にあつては報道長」に、「総合調整幹」を「報道長及び総合調整幹」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 行政監察幹

第百八十八条第四項第八号から第二十一号までを削る。
 第百九十二条第一項の表地域機関の項中「彩の国ビジュアルプラザにあつては館長」を削り、同条第三項の表地域機関の項中「及び彩の国ビジュアルプラザ」を削り、「及び埼玉県立精神保健福祉センターにあつては」を「埼玉県立精神保健福祉センター及び埼玉県総合技術センターにあつては」に改め、同表東京事務所の項を削り、同表埼玉県産業技術総合センターの項中「技術統括部長」を「試験研究室長」に改め、同表埼玉県総合リハビリテーションセンターの項を次のように改める。

埼玉県総合リハビリテーションセンター	局	医療安全管	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、医療局長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	部	副部長	部長を助け、職員の担任する事務を監督し、部の事務を整理する。ただし、副部長が二人以上置かれている場合であつて、あらかじめ部長からその監督及び整理に係る事務の指定がなされている者の職務は、当該指定事務に限るものとする。
技師長			上司の命を受け、栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の行う事務のうち、高度

副技師長	上司の命を受け、栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士又は言語聴覚士の行う事務のうち、相当高度の知識、経験等を必要とする困難なものに従事する。
看護師長	上司の命を受け、特に指定された病棟、外来診療等における看護事務に従事するとともに、当該事務の総括の事務に従事する。

第百九十二条第三項の表県土整備事務所の項を次のように改める。

総合技術センター	技術指導幹	上司の命を受け、土木技術の向上、普及、支援等に係る総合調整に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	総合技術幹	上司の命を受け、総合評価等に係る総合調整に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	主席工事検査員	上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、当該事務の総括の事務に従事する。
	副主席工事検査員	上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、特に指定された事項を掌理し、当該事項について、主席工事検査員を助け、職員の担任する事務を監理する。
	主任工事検査員	上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、主席工事検査員を助け、職員の担任する事務を監理する。
	工事検査員	上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事する。

第百九十六条第四項の表中「大学院研究科準備室長」を「大学院研究科長」に、「大学院研究科準備」を「大学院研究科」に改める。

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、次の表の上欄に掲げる機関に勤務している者は、別に辞令を発せられない限り、同一の職により、同表の上欄に対応する下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

企画財政部IT推進課	企画財政部情報企画課
企画財政部システム調整課	企画財政部システム管理課
総務部職員課	総務部職員健康支援課
県民生活部交通安全課	県民生活部防犯・交通安全課
福祉部障害者福祉課	福祉部障害者自立支援課
農林部流通販売課	農林部経済流通課
県土整備部県土整備総務課	県土整備部県土整備政策課
都市整備部都市整備総務課	都市整備部都市整備政策課
都市整備部公園課	都市整備部公園スタジアム課
都市整備部建築指導課	都市整備部建築安全課

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十六号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則(昭和四十五年埼玉県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「、県土整備部の主席工事検査員、副主席工事検査員、主任工事検査員」を削る。

第八条中「、技術評価幹、総合技術幹、電子サービス推進室長、特別徴収対策室長、県民防犯推進室長、みどり再生推進室長、障害者社会参加推進室長、産業拠点整備室長、観光振興室長、米づくり改革支援室長、農地活用推進室長、木材利用推進室長、県土づくり企画室長、水辺再生推進室長、田園都市産業ゾーン推進室長及びスタジアム管理室長」を「及び技術評価幹」に改める。

第九条第一項中「副総合調整幹」の下に「、副報道長」を加え、「主任協同

組合検査員及び建築指導課の主席工事検査員」を「及び主任協同組合検査員」に改める。

第十二条第三項第一号中「、県土整備部の主席工事検査員、副主席工事検査員及び主任工事検査員」を削る。

別表第一 県土整備部建設業課長の項受任者の欄中「県土整備部建設業課長」を「県土整備部建設管理課長」に改め、同表都市整備部建築指導課長の項を次のように改める。

都市整備部 田園都市づくり課長	屋外広告業の登録又は屋外広告物講習会修了者の証明等に関する事務	1 埼玉県屋外広告物条例(昭和五十年埼玉県条例第四十二号)第二十三条第一項の規定による屋外広告業の登録に係る証明又は確認を行うこと。 2 埼玉県屋外広告物条例第二十四条第一項の規定による屋外広告物講習会の修了者に係る証明を行うこと。
--------------------	---------------------------------	---

別表第一に次のように加える。

都市整備部 建築安全課 長	二級建築士若しくは木造建築士の免許登録又は建築士事務所の登録の証明等に関する事務	1 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第五条第一項の規定による二級建築士又は木造建築士の免許登録の証明又は確認を行うこと。 2 建築士法第二十三条の第三項の規定による建築士事務所の登録の証明又は確認を行うこと。
---------------------	--	--

別表第三副知事専決事項の欄4ハ中「証人」を「裁判員、証人」に改め、同欄6中「第三条第三項」を「育児休業法第三条第三項」に改め、同欄8中「第十一条第二項」を「育児休業法第十一条第二項」に改め、同表知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄11ハ、12ハ及び13ハ中「証人」を「裁判員、証人」に改め、同欄17中「半日勤務時間」を「四時間の勤務時間」に改め、同欄21を削り、同欄22中「職員の勤務時間に関する規程」の下に「(昭和二十七年埼玉県訓令第十八号)」を加え、同欄22を同欄21とする。

別表第四企画財政部の表(電子サービス推進室長)の項及び企画総務課の項を

削り、同表財政課の項第四号知事決裁事項の欄中2を15とし、1の次に次のように加える。

- 2 法第五条第一項の規定に基づき、財政健全化計画を作成し、及び変更すること。
- 3 法第五条第二項前段(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、財政健全化計画を公表するとともに、総務大臣に報告すること。
- 4 法第六条第一項前段の規定に基づき、財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表するとともに、総務大臣に報告すること。
- 5 法第七条第四項の規定に基づき、総務大臣からの勧告の内容を議会に報告するとともに、監査委員及び包括外部監査人に通知すること。
- 6 法第九条第一項の規定に基づき、財政再生計画を作成し、及び変更すること。
- 7 法第九条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、財政再生計画を公表するとともに、総務大臣に報告すること。
- 8 法第十条第一項の規定に基づき、財政再生計画について総務大臣に協議し、同意を求めること。
- 9 法第十条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同条第三項の同意を得たことを公表すること。
- 10 法第十条第六項の規定に基づき、財政再生計画の変更について総務大臣に協議し、同意を求めること。
- 11 法第十七条の規定に基づき、再議に付すること。
- 12 法第十八条第一項の規定に基づき、財政再生計画の実施状況を議会に報告し、公表するとともに、総務大臣に報告すること。
- 13 法第二十条第二項の規定に基づき、総務大臣からの勧告の内容を議会に報告するとともに、監査委員及び包括外部監査人に通知すること。
- 14 法第二十条第三項の規定に基づき、勧告に基づいて講じた措置について、総務大臣に報告すること。
- 別表第四企画財政部の表財政課の項第四号知事決裁事項の欄に次のように加える。
- 16 法第二十四条において準用する法第五条第一項の規定に基づき、経営健全化計画を作成し、及び変更すること。
- 17 法第二十四条において準用する法第五条第二項前段(同条第三項において

準用する場合を含む。)の規定に基づき、経営健全化計画を公表するとともに、総務大臣に報告すること。

- 18 法第二十四条において準用する法第六条第一項前段の規定に基づき、経営健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表するとともに、総務大臣に報告すること。
 - 19 法第二十四条において準用する法第七条第四項の規定に基づき、総務大臣からの勧告の内容を議会に報告するとともに、監査委員及び包括外部監査人に通知すること。
 - 20 法第二十六条第一項の規定に基づき監査の要求をすること。
 - 21 法第二十七条第一項及び第四項の規定に基づき、財政の早期健全化等が完了した旨を議会に報告し、かつ、財政健全化計画完了報告書等を公表するとともに、総務大臣に報告すること。
 - 別表第四企画財政部の表IT推進課の項を次のように改める。
- | 課 企 画 情 報 | 一 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務 | 法第三十四条第一項の規定に基づき、指定認証機関に認証事務を行わせること。 |
|--------------------|---|---|
| 二 情報処理及び電気通信に関する事務 | 情報処理及び電気通信に係る基本的方針を決定すること。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 法第三十四条第六項の規定に基づき、指定認証機関に対し、発行手数料及び情報提供手数料の額について承認をすること。 2 法第四十六条第二項の規定に基づき、指定認証機関に対し、認証事務の適正な実施のために必要な措置を講ずべきことを指示すること。 3 法第四十七条第二項の規定に基づき、指定認証機関に対し、認証事務の実施の状況に關し必要な報告を求め、又は職員に、指定認証機関の事務所に立ち入り、認証事務の実施の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。 |
| | 情報処理及び電気通信に係る推進計画を決定すること。 | |

別表第四企画財政部の表市町村課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同項第九号部長専決事項の欄1中「第十四条第一項」を「第十四条」に、「一年」を「二年」に改め、同欄2及び3中「一年」を「二年」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十六号事務の種類の中「いう。」の下に「及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成十九年政令第三百九十七号。以下この項において「施行令」という。)」を加え、同号知事決裁事項の欄を次のように改める。

- 1 法第七条第一項の規定に基づき、当該財政健全化団体の長に対し、必要な勧告をすること。
- 2 法第二十四条において準用する法第七条第一項の規定に基づき、経営健全化団体の長に対し、必要な勧告をすること。

別表第四企画財政部の表市町村課の項第十六号部長専決事項の欄中2を8とし、1の次に次のように加える。

- 2 法第五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)及び第四項の規定に基づき、市町村から財政健全化計画の報告を受け、当該財政健全化計画の概要を総務大臣に報告し、及び市町村からの報告を取りまとめ、その概要を公表すること。
- 3 法第六条第一項及び第二項の規定に基づき、市町村の長から財政健全化計画の実施状況の報告を受け、その要旨を総務大臣に報告し、及び市町村の長からの報告を取りまとめ、その概要を公表すること。
- 4 法第七条第三項の規定に基づき、当該勧告をした内容を公表するとともに、総務大臣に報告すること。
- 5 法第九条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、市町村から提出された財政再生計画を総務大臣に送付すること。
- 6 法第十条第一項の規定に基づき、市町村から提出された財政再生計画を総務大臣に送付すること。
- 7 法第十八条第一項の規定に基づき、市町村の長から提出された財政再生計画の実施状況を総務大臣に送付すること。

別表第四企画財政部の表市町村課の項第十六号部長専決事項の欄に次のように加え、同号を同項第十五号とする。

- 9 法第二十四条において準用する法第五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)及び第四項の規定に基づき、市町村から経営健全化計画

の報告を受け、当該経営健全化計画の概要を総務大臣に報告し、及び市町村からの報告を取りまとめ、その概要を公表すること。

- 10 法第二十四条において準用する法第六条第一項及び第二項の規定に基づき、市町村の長から経営健全化計画の実施状況の報告を受け、その要旨を総務大臣に報告し、及び市町村の長からの報告を取りまとめ、その概要を公表すること。

- 11 法第二十四条において準用する法第七条第三項の規定に基づき、当該勧告をした内容を公表するとともに、総務大臣に報告すること。

- 12 法第二十七条第一項及び第二項の規定に基づき、市町村の長から財政の早期健全化が完了した旨の報告を受け、その要旨を総務大臣に報告し、及び市町村の長からの報告を取りまとめ、その概要を公表すること。

- 13 法第二十七条第四項の規定に基づき、市町村の長から提出された財政再生計画完了報告書を総務大臣に送付すること。

- 14 法第二十七条第六項において準用する同条第一項及び第二項の規定に基づき、市町村の長から公営企業の経営の健全化が完了した旨の報告を受け、その要旨を総務大臣に報告し、及び市町村の長からの報告を取りまとめ、その概要を公表すること。

- 15 施行令第二十二條の規定に基づき、市町村から変更に係る協議を受け、当該協議の結果について、総務大臣に報告すること。

- 16 施行令第二十四條第一項の規定に基づき、財政再生団体である市町村の財政の運営又は財政再生計画の内容若しくは実施状況について、意見を付すこと。

- 17 施行令第二十四條第二項の規定に基づき、市町村からの報告、協議及び書類の提出を受け、総務大臣に送付すること。

別表第四企画財政部の表土地水政策課の項中第九号を第十一号とし、第三号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第二号部長専決事項の欄1中「第八条第五項」を「法第八条第五項」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号。以下この項にお	1 法第二十二條第一項及び第二項の規定に基づき、首都圏整備計画の決	1 法第二十九條第二項の規定に基づき、首都圏整備計画の実施に関する勧告によつてとつた措置その他首都圏整備計画の実施
--------------------------------	-----------------------------------	---

<p>一 国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号。以下この項において「法」</p>	<p>別表第四企画財政部の表土地水政策課の項中第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。</p>	<p>いて「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>定について、国土交通大臣に意見を述べること等を行うこと。</p> <p>2 法第二十三条第一項又は同条第二項において準用する法第二十二條第二項の規定に基づき、首都圏整備計画の変更について、国土交通大臣に意見を述べること等を行うこと。</p> <p>3 法第二十四條第二項の規定に基づき、近郊整備地帯の指定について、国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>4 法第二十五條第二項において準用する法第二十四條第二項の規定に基づき、都市開発区域の指定について、国土交通大臣に意見を述べること。</p>	<p>2 法第三十條の規定に基づき、首都圏整備計画に関する総合的な施策に基づき、勧告を受けてとつた措置について国土交通大臣に報告すること。</p>
---	---	----------------------------	--	---

<p>統計課 一 統計法(平成十九年法律第五十三号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>別表第四総務部の表人事課の項第二号部長専決事項の欄7中「大学院研究科準備室長」を「大学院研究科長」に改め、同欄8中「第三条第三項」を「育児休業法第三条第三項」に改め、同欄10中「第十一条第二項」を「育児休業法第十一条第二項」に改め、同欄11中「第五条第二項」を「育児休業法第五条第二項」に改め、同表職員課の項機関名の欄中「審判部」を「審判部」に改め、同表管財課の項第二号部長専決事項の欄1中「(昭和二十三年法律第八十六号)」を削り、「第八条」の下に「(同法第三十六條第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同表統計課の項を次のように改める。</p>	<p>という。)の施行に関する事務</p>	<p>画の案の作成に当たり、国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>2 法第八条第一項の規定に基づき、全国計画の案(変更の案を含む。)の作成を国土交通大臣に提案すること。</p> <p>3 法第十三條第一項の規定に基づき、広域地方計画に関する調整を要請すること。</p>	<p>1 法第二十七條第二項の規定に基づき、総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けるための申請をすること。</p> <p>2 法第三十三條第一号の規定に基づき、行政機関の長又は届出独立行政法人等に、その行った統計調査に係る調査票情報の提供を申請すること。</p>
--	--	-----------------------	---	--

<p>二 埼玉県統計調査条例(平成二十年埼玉県条例第六十号。以下この項において「条例」という。)の施行に関する事務</p>	<p>別表第四県民生活部の表(県民防犯推進室長)の項を削り、同表消費生活課の項第五号部長専決事項の欄10中「第三十九条第四項」を「第三十九条第五項」に改め、同欄14中「第五十七条第二項」を「第五十七条第三項」に改め、同表に次のように加える。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="486 190 949 425"> <p>課 埼玉県防犯の全まちづくり推進条例(平成十六年埼玉県条例第三十六号。以下この項において「条例」という。)の施行に関する事務</p> </td> <td data-bbox="486 425 949 683"> <p>条例第八条第一項の規定に基づき、推進計画を策定すること。</p> </td> <td data-bbox="486 683 949 1097"> <p>1 条例第八条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、推進計画を策定するに当たり、県民及び事業者から意見を聴くこと。 2 条例第八条第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、推進計画を公表すること。 3 条例第九条第二項、第十条第二項及び第十六条第二項の規定に基づき、指針を策定すること。</p> </td> </tr> </table>	<p>課 埼玉県防犯の全まちづくり推進条例(平成十六年埼玉県条例第三十六号。以下この項において「条例」という。)の施行に関する事務</p>	<p>条例第八条第一項の規定に基づき、推進計画を策定すること。</p>	<p>1 条例第八条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、推進計画を策定するに当たり、県民及び事業者から意見を聴くこと。 2 条例第八条第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、推進計画を公表すること。 3 条例第九条第二項、第十条第二項及び第十六条第二項の規定に基づき、指針を策定すること。</p>
<p>課 埼玉県防犯の全まちづくり推進条例(平成十六年埼玉県条例第三十六号。以下この項において「条例」という。)の施行に関する事務</p>	<p>条例第八条第一項の規定に基づき、推進計画を策定すること。</p>	<p>1 条例第八条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、推進計画を策定するに当たり、県民及び事業者から意見を聴くこと。 2 条例第八条第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、推進計画を公表すること。 3 条例第九条第二項、第十条第二項及び第十六条第二項の規定に基づき、指針を策定すること。</p>		

 別表第四環境部の表(みどり再生推進室長)の項を削り、同表環境政策課の項に次の二号を加える。 | | | |---|---| | <p>七 環境影響評価法(以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p> | <p>1 法第十条第一項(法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に基づき、事業者に対し意見を述べること。
2 法第二十条第一項(法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に基づき、事業者に対し意見を述べること。</p> | |---|---| |

<p>八 埼玉県環境影響評価条例(以下この項において「条例」という。)及び埼玉県環境影響評価条例施行規則(以下この項において「規則」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 条例第八条第一項(規則第三十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に基づき、事業者に対し意見を述べること。 2 条例第十条第一項又は第三項の規定に基づき、技術指針を定め、又は改定すること。 3 条例第十六条(規則第三十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に基づき、知事意見書を作成すること。 4 条例第二十一条第一項ただし書(規則第三十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に基づき、手続等の全部又は一部を行わないことを承認すること。 5 条例第二十六条第一項ただし書(規則第三十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に基づき、手続等を行わないことを承認すること。 6 条例第二十六条の二の規定に基づき、条例第九条第七号又は第九号から第十二号までに掲げる事項を変更する必要があると認めるときに、更に手続等を行うよう求めること。 7 条例第三十条の六第一項(規則第三十条第二項の規定により</p>
--	---

	<p>読み替えて適用される場合を含む。)の規定に基づき、意見を述べること。</p> <p>8 条例第三十四条第一項の規定に基づき、必要な措置を講ずるよう勧告すること。</p> <p>9 条例第三十四条第二項の規定に基づき、勧告の内容等を公表すること。</p> <p>10 条例第三十七条の規定に基づき、条例と同等以上の環境影響評価及び事後調査が行われると認めること。</p> <p>11 規則第三十条第五項ただし書の規定に基づき、環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を行わないことを承認すること。</p> <p>12 規則第三十条第九項の規定に基づき、条例第九条第七号、第十号若しくは第十二号又は規則第三十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第九条第九号若しくは第十一号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときに、更に環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を行うよう求めること。</p>
<p>別表第四環境部の表温暖化対策課の項第一号及び第二号を削り、同項第三号知事決裁事項の欄を次のように改める。</p> <p>法第二十條の三第一項の規定に基づき、地方公共団体実行計画を策定すること。</p>	<p>別表第四環境部の表温暖化対策課の項第三号部長専決事項の欄1を次のように改める。</p>

1 法第二十條の三第一項の規定に基づき、策定した地方公共団体実行計画に基づく県の事務事業に係る実行計画を策定すること。

別表第四環境部の表温暖化対策課の項第三号部長専決事項の欄2中「第二十一条第三項」を「第二十条の三第八項(同条第九項において準用する場合を含む。)」に改め、同欄3中「第二十一条第四項」を「第二十条の三第十項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号知事決裁事項の欄中「条例第十三条第一項の規定に基づき、県、事業者及び県民が地球温暖化の防止に主体的に取り組むための措置又は行動に関する計画を定めること。」を削り、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

<p>三 埼玉県地球温暖化対策推進条例(平成二十一年埼玉県条例第九号。以下この項において「条例」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 条例第十一条第一項の規定に基づき、事業活動対策指針を定めること。</p> <p>2 条例第十一条第三項の規定に基づき、事業活動対策指針の策定又は変更に係る公表をすること。</p> <p>3 条例第十九条第一項の規定に基づき、建築物対策指針を定めること。</p> <p>4 条例第十九条第三項の規定に基づき、建築物対策指針の策定又は変更に係る公表をすること。</p>
<p>七 埼玉県地球温暖化対策推進条例(以下この項において「条例」という。)の施行に関する事務</p>	<p>別表第四環境部の表青空再生課の項第六号部長専決事項の欄7中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同項に次の一号を加える。</p> <p>1 条例第二十五条第二項の規定に基づき、低燃費車に該当する自動車を定めること。</p> <p>2 条例第二十九条第一項の規定に基づき、自動車地球温暖化対策指針を定めること。</p> <p>3 条例第二十九条第三項の規定に基づき、自動車地球温暖化対策指針の策定又は変更に係る公</p>

別表第四環境部の表産業廃棄物指導課の項第四号部長専決事項の欄1及び3中「許可」の下に「(更新の許可を除く。)」を加え、同表自然環境課の項に次の二号を加える。

表をすること。

<p>八 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)の施行に関する事務</p>	<p>自然環境保全法第四十九条第一項の規定に基づき、県自然環境保全地域の特別地区の指定又はその区域の拡張について、環境大臣に協議すること。</p>
<p>九 埼玉県自然環境保全条例(昭和四十九年埼玉県条例第四号。以下この項において「条例」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 条例第十三条第一項及び第五項の規定に基づき、自然環境保全基本方針を決定し、又は変更すること。 2 条例第十四条第一項及び第八項の規定に基づき、県自然環境保全地域を指定し、若しくはその指定を解除し、又はその区域を変更し、若しくは拡張すること。 3 条例第十五条第一項及び第四項の規定に基づき、県自然環境保全地域に関する保全計画を決定し、又はその計画を廃止し、若しくは変更すること。</p>
<p>別表第四環境部の表に次のように加える。</p>	<p>1 条例第十七条第一項から第三項までの規定に基づき、特別地区を指定し、若しくはその指定を解除し、又はその区域を変更し、若しくは拡張すること並びに許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度を指定すること。 2 条例第十七条第四項第七号の規定に基づき、湖沼及び湿原を指定すること。 3 条例第十七条第四項第八号の規定に基づき、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることに許可が必要な区域を指定すること。 4 条例第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、野生動植物保護地区を指定し、若しくはその指定を解除し、又はその区域を変更すること。</p>

		課 再生 どり み	
<p>三 首都圏近郊緑地保全法</p>	<p>二 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>一 ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例(昭和五十四年埼玉県条例第十号。以下この項において「条例」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 条例第六條第二項の規定に基づき、広域緑地計画を公表すること。 2 条例第七條の規定に基づき、ふるさとの緑の景観地を指定し、若しくはその指定を解除し、又はその区域を変更すること。 3 条例第八條第一項の規定に基づき、ふるさとの緑の景観地の保全計画を決定すること。</p>
<p>首都圏近郊緑地保全法第三條第三項(同條第五項において準用す</p>	<p>1 法第七條第六項(法第十條第二項(法第十六條において準用する場合を含む。))及び第十三條において準用する場合を含む。)の規定に基づき、収用委員会に裁決を申請すること。 2 法第九條第一項又は第二項(法第十五條において準用する場合を含む。)の規定に基づき、土地の原状回復若しくは必要な措置をとるべき旨を命じ、又は当該原状回復等を自ら行い、若しくは他の者に行わせること。 3 法第六十八條第一項の規定に基づき、緑地管理機構を指定すること。 4 法第七十一條の規定に基づき、緑地管理機構に改善を命ずること。 5 法第七十二條第一項の規定に基づき、緑地管理機構の指定を取り消すこと。</p>	<p>1 条例第六條第二項の規定に基づき、広域緑地計画を公表すること。 2 条例第七條の規定に基づき、ふるさとの緑の景観地を指定し、若しくはその指定を解除し、又はその区域を変更すること。 3 条例第八條第一項の規定に基づき、ふるさとの緑の景観地の保全計画を決定すること。</p>	

<p>(昭和四十一年法律第百一号)の施行に關する事務</p>	<p>四 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の施行に關する事務(風致地区、特別緑地保全地区及び生産緑地地区に係るものに限る。)</p>	<p>都市計画法第十八条第一項の規定に基づき、都市計画を定めること。</p>	<p>る場合を含む。)の規定に基づき、国土交通大臣の指定する近郊緑地保全区域について意見を述べることに。</p>
--------------------------------	--	--	--

別表第四福祉部の表介護保険課の項部長専決事項の欄18中「第百十五條の七第一項から第三項まで」を「第百十五條の八第一項から第三項まで」に改め、同欄19中「第百十五條の八第一項」を「第百十五條の九第一項」に改め、同欄24中「第百十五條の三十六第三項」を「第百十五條の四十二第三項」に、「第百十五條の三十五」を「第百十五條の四十一」に改め、同欄24を同欄25とし、同欄23中「第百十五條の三十六第二項」を「第百十五條の四十二第二項」に改め、同欄23を同欄24とし、同欄22中「第百十五條の三十五」を「第百十五條の四十一」に改め、同欄22を同欄23とし、同欄21中「第百十五條の三十第二項」を「第百十五條の三十六第二項」に改め、同欄21を同欄22とし、同欄20中「第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に改め、同欄20を同欄21とし、同欄19の次に次のように加える。

20 法第百十五條の三十四第一項から第三項までの規定に基づき、介護サービスマス事業者に対し、勧告、公表又は命令を行うこと。

別表第四福祉部の表障害者福祉課の項機関名の欄中「障害者更生支援施設」を「障害者更生支援施設」に改め、同項第一号部長専決事項の欄2中「身体障害者更生支援施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号部長専決事項の欄中1から3までを削り、4を1とし、5から8までを2から5までとし、9及び10を削り、同号を同項第二号とし、同項の次に次の

ように加える。

<p>二 社会福祉法(以下この項において「法」という。)の施行に關する事務</p>	<p>一 児童福祉法(昭和二十四年法律第百六十四号。以下この項において「法」という。)の施行に關する事務</p>	<p>1 法第四十六條第三項の規定に基づき、児童福祉施設(法第四十二條から第四十三條の四までに規定するものに限る。次の2及び3において同じ。)の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は命ずること。</p> <p>2 法第四十六條第四項の規定に基づき、児童福祉施設の事業の停止を命ずること。</p> <p>3 法第五十八條の規定に基づき、児童福祉施設の設置の認可を取り消すこと。</p> <p>4 法第五十九條第五項の規定に基づき、同条第一項に規定する施設について、事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること。</p> <p>1 法第三十一條第四項の規定に基づき、法第三十條第二項の社会福祉法人の定款の認可申請に意見を付して、厚生労働大臣に送付すること。</p> <p>2 法第三十二條の規定に基づき、社会福祉法人の定款の認可を決定すること。</p> <p>3 法第四十三條第二項において準用する法第三十一條第四項の規定に基づき、法第三十條第二項の社会福祉法人の定款の変更の認可申請に意見を付して、厚生労働大臣に送付すること。</p> <p>4 法第四十六條第二項の規定に基づき、社会福祉法人の解散の認可又は認定をすること。</p> <p>5 法第四十六條第四項において</p>
---	--	--

- 準用する法第三十一条第四項の規定に基づき、法第三十条第二項の社会福祉法人の解散の認可又は認定の申請に意見を付して、厚生労働大臣に送付すること。
- 6 法第四十七条の二第三項及び第四項の規定に基づき、社会福祉法人の解散及び清算に関し、裁判所に意見を述べ、又は調査すること。
- 7 法第四十九条第二項の規定に基づき、社会福祉法人の合併の認可をすること。
- 8 法第四十九条第三項において準用する法第三十一条第四項の規定に基づき、法第三十条第二項の社会福祉法人の合併の認可の申請に意見を付して、厚生労働大臣に送付すること。
- 9 法第五十六条第二項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずること。
- 10 法第五十六条第三項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、業務の停止を命じ、又は役員了解職を勧告すること。
- 11 法第五十七条の規定に基づき、公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人に対し、事業の停止を命ずること。
- 12 法第五十八条第二項第二号又は第三号の規定に基づき、社会福祉法人に対し、予算の変更又は役員を解職すべき旨を勧告すること。

<p>三 障害者自立支援法（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	
<p>1 法第四十九条第一項から第三項までの規定に基づき、基準を遵守すべきことを勧告すること。</p> <p>2 法第四十九条第五項の規定に基づき、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>3 法第五十条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p>4 法第八十二条第一項の規定に基づき、障害福祉サービス事業等を行う者に対し、事業の制限又は停止を命ずること。</p> <p>5 法第八十二条第二項の規定に基づき、障害福祉サービス事業を行う者等に対し、施設の設備若しくは運営の改善又は事業の停止若しくは廃止を命ずること。</p>	<p>13 法第六十七条第二項の規定に基づき、施設を必要としない第一種社会福祉事業の経営を許可すること。</p> <p>14 法第七十二条第一項から第三項までの規定に基づき、社会福祉事業の経営を制限し、その停止を命じ、又はその許可若しくは認可を取り消すこと。</p> <p>15 法第七十三条第一項の規定に基づき、社会福祉事業の経営資金を得るための寄附金の募集を許可すること。</p>

別表第四保健医療部の表薬務課の項第七号部長専決事項の欄1及び2中「第十条第二項」を「法第十一条第二項及び第三項」に改め、同欄中10を15とし、6から9までを11から14までとし、5を6とし、その次に次のように加える。

7 法第十四条の八第三項の規定に基づき、温泉の採取の事業を廃止した者又は許可を取り消された者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずること。

8 法第十四条の九第一項の規定に基づき、温泉の採取の許可を取り消すこと。

9 法第十四条の九第二項の規定に基づき、温泉の採取の許可を受けた者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずること。

10 法第十四条の十の規定に基づき、温泉の採取を行う者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は温泉の採取を停止すべきことを命ずること。

別表第四保健医療部の表薬務課の項第七号部長専決事項の欄4を同欄5とし、同欄3中「第十一条第二項」を「法第十一条第二項及び第三項」に改め、同欄3を同欄4とし、同欄2の次に次のように加える。

3 法第九条の二(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は掘削を停止すべきことを命ずること。

別表第四産業労働部の表(観光振興室長)の項を削り、同表産業労働政策課の項の次に次のように加える。

課 成 育 業 産 新	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)の施行に関する事務	1 法第二十五条第一項の規定に基づき、事業環境整備構想を作成すること。	2 法第二十五条第七項の規定に基づき、事業環境整備構想を変更し、又は廃止すること。
		1 法第二十五条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、関係市町村に協議すること。	2 法第二十五条第六項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、事業環境整備構想を公表すること。
		1 法第二十五条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、関係市町村に協議すること。	3 法第二十六条第一項の規定に基づき、中核的支援機関を認定すること。

4 法第二十六条第二項の規定に基づき、中核的支援機関を認定する際に、経済産業大臣に協議し、同意を得ること。

5 法第二十六条第四項の規定に基づき、中核的支援機関の名称、住所及び事務所の所在地を公表すること。

6 法第二十六条第六項の規定に基づき、中核的支援機関の名称、住所及び事務所の所在地の変更の届出に係る事項を公表すること。

7 法第二十七条第二項の規定に基づき、認定中核的支援機関に対し、事業の改善に関する命令、認定の取消しその他必要な措置をとること。

8 法第二十七条第三項の規定に基づき、認定中核的支援機関の認定を取り消した場合に、その旨を公表すること。

別表第四産業労働部の表工業支援課の項機関名の欄中「工業支援課」を「製造課」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 中小企業支援	1 法第四条第一項の規定に基づき、中小企業支援事業の実施に関する計画を定め、経済産業大臣に届け出ること。
	2 法第七条第一項の規定に基づき、指定法人を指定すること。
	3 法第八条第二項の規定に基づき、指定法人に対し、事業の改善に関する命令、指定の取消しその他必要な措置をとること。

別表第四産業労働部の表企業誘致・経営支援課の項機関名の欄中「企業誘致課」

「表紙(表紙)」を「表紙(表紙)」に改め、同項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同項第四号部長専決事項の欄1中「第六条第三項」を「法第六条第三項」に改め、同欄4中「第十五条第三項」を「法第十五条第三項」に改め、同欄6中「第十七条第三項」を「法第十七条第三項」に改め、同号を同項第二号とし、同表金融課の項の次に次のように加える。

観光課	
一 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	1 法第六条の規定に基づき、旅行業等を営もうとする者の登録を拒否し、その旨を申請者に通知すること。 2 法第十九条第一項の規定に基づき、旅行者等に対し、業務の停止を命じ、又は登録を取り消すこと。
二 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)の施行に関する事務	通訳案内士法第三十三条第一項の規定に基づき、通訳案内士に対し、戒告、一年以内の業務の停止又は業務の禁止の処分をすること。
三 国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の施行に関する事務	国際観光ホテル整備法第十三条第二項(同法第十八条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、登録ホテル業を営む者に対し、登録を受けたホテルの施設の管理の方法の改善等を指示すること。
四 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三	1 法第四条第一項の規定に基づき、基本構想を作成し、主務大臣の認定を申請すること。 2 法第四条第五項(法第五条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、基本構想を公表すること。

十九号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	3 法第五条第一項の規定に基づき、基本構想を変更し、主務大臣の認定を申請すること。
--------------------------------	---

別表第四農林部の表(農地活用推進室長)の項及び(木材利用推進室長)の項を削り、同表農業政策課の項第五号から第十一号までを削り、同項の次に次のように加える。

経済流通課	
一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	1 法第四十条第一項の規定に基づき、組合の一時理事若しくは監事の職務を行うべき者を選任し、又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会を招集して役員を選挙し、若しくは選任させること。 2 法第六十条第一項の規定に基づき、組合の設立を認可すること。 3 法第六十三条第二項の規定に基づき、組合が設立登記をしない場合に設立の認可を取り消すこと。 4 法第六十四条第二項の規定に基づき、組合の解散の議決を認可すること。 5 法第六十五条第二項の規定に基づき、組合の合併を認可すること。 6 法第九十四条第一項及び第二項の規定に基づき、組合若しくは農事組合法人又は中央会の業務又は会計の状況を検査すること。 7 法第九十四条の二第一項の規定に基づき、法第十条第一項第

<p>二 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四</p>	
<p>1 法第六十三条第一項の規定に基づき、法第六十一条第一項、第六十一条の二第二項、第六十</p>	<p>三号又は第十号の事業を行う組合に対し、信用事業等の健全な運営を確保するための改善計画の提出を求め、又は提出された改善計画の変更を命ずること。 8 法第九十四条の二第二項の規定に基づき、法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合に対し、定款等の変更、業務執行の方法の変更、業務の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすること。 9 法第九十四条の二第五項の規定に基づき、中央会に対し、業務又は会計に関し、監督上必要な指示をすること。 10 法第九十五条の規定に基づき、組合若しくは農事組合法人又は中央会に対し、必要な措置を採るべき旨を命じ、若しくは業務の停止若しくは役員の変更を命じ、又は信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程の承認を取り消すこと。 11 法第九十五条の二の規定に基づき、組合又は農事組合法人の解散を命ずること。 12 法第九十六条第一項の規定に基づき、組合の決議又は選挙若しくは当選を取り消すこと。</p>
	<p>十八年法律第五十三号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>
<p>9 法第八十四条第一項の規定に基づき、管理を命ずる処分を取り消すこと。</p>	<p>二条第一項又は第六十二条の二第一項の規定による申込みに係る合併等について認定すること。 2 法第六十三条第二項の規定に基づき、信用事業再建措置について認定すること。 3 法第六十三条第五項(法第六十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、主務大臣の承認を得ること。 4 法第六十三条第六項(法第六十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、主務大臣の協議に応じること。 5 法第六十三条第七項(法第六十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、経営困難農水産業協同組合を明らかにすること。 6 法第六十三条第八項(法第六十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、農水産業協同組合貯金保険機構に通知すること。 7 法第六十四条第一項の規定に基づき、経営困難農水産業協同組合及び他の農水産業協同組合に対し、合併等のあつせんを行うこと。 8 法第八十三条第一項及び第二項の規定に基づき、農水産業協同組合に対し、管理を命ずる処分をすること。 9 法第八十四条第一項の規定に基づき、管理を命ずる処分を取り消すこと。</p>

<p>三 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	
<p>6 法第七条の規定に基づき、即</p> <p>5 法第六条の規定に基づき、申立てをすること。</p> <p>4 法第五条第二項の規定に基づき、即時抗告をすること。</p> <p>3 法第五条第一項の規定に基づき、申立てをすること。</p> <p>2 法第四条第二項の規定に基づき、意見を述べること。</p> <p>1 法第三条第一項の規定に基づき、再生手続開始の申立てをすること。</p>	<p>10 法第八十五条第二項の規定に基づき、管理人を選任すること。</p> <p>11 法第八十五条第三項の規定に基づき、管理人を選任し、又は解任すること。</p> <p>12 法第八十八条の規定に基づき、管理人に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な措置を命ずること。</p> <p>13 法第一百七十七条第一項及び第二項の規定に基づき、職員に農水産業協同組合の事務所等に立ち入らせ、質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させること。</p> <p>14 法第一百七十七条第六項の規定に基づき、農水産業協同組合貯金保険機構に立ち入り、質問又は検査を行わせること。</p> <p>15 法第一百八十八条の規定に基づき、農水産業協同組合に対し、貯金等の払戻しの停止等の事態に対処してとるべき措置に関し必要な命令をすること。</p>
<p>四 農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p> <p>8 法第八十四条の規定に基づき、組合の解散を命ずること。</p> <p>7 法第八十三条第二項の規定に基づき、期間を定めて、組合の業務の停止又は役員の変更を命ずること。</p> <p>6 法第八十三条第一項の規定に基づき、組合に対し、期間を定めて、必要な措置を執るべき旨を命ずること。</p> <p>5 法第八十二条の規定に基づき、組合の業務又は会計の状況を検査すること。</p> <p>4 法第七十二条第二項の規定に基づき、組合の合併を認可すること。</p> <p>3 法第七十一条第二項の規定に基づき、組合の解散の決議を認可すること。</p> <p>2 法第六十七条第一項の規定に基づき、組合の設立を認可すること。</p> <p>1 法第四十八条第二項の規定に基づき、組合の定款又は事業基本方針の変更を認可すること。</p>	<p>時抗告をすること。</p> <p>7 法第二十九条第一項の規定に基づき、申立てをすること。</p> <p>8 法第三十条第二項の規定に基づき、意見を述べること。</p> <p>9 法第三十一条第一項の規定に基づき、申立てをすること。</p> <p>10 法第三十一条第二項の規定に基づき、即時抗告をすること。</p> <p>11 法第三十二条の規定に基づき、即時抗告をすること。</p>

<p>八 埼玉県卸売市場条例(昭和四十六年埼玉県条例第十七号。以下この項におい</p>	<p>七 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>六 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の施行に関する事務</p>	<p>五 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の施行に関する事務</p>	
	<p>法第六条第一項の規定に基づき、卸売市場整備計画を定めること。</p>			
<p>2 条例第九条第一項の規定に基</p>	<p>1 法第五十五条の規定に基づき、地方卸売市場の開設を許可すること。 2 法第五十八条第一項の規定に基づき、地方卸売市場において卸売の業務を行うことを許可すること。 3 法第六十条の規定に基づき、地方卸売市場の廃止を許可すること。 4 法第六十五条第一項及び第二項の規定に基づき、開設の許可若しくは卸売業務の許可を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。</p>	<p>森林組合法第百十一条第一項から第三項までの規定に基づき、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会の業務又は会計の状況を検査すること。</p>	<p>水産業協同組合法第百二十三条の規定に基づき、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の業務又は会計の状況を検査すること。</p>	<p>9 法第八十五条の規定に基づき、組合の議決又は選挙若しくは当選を取り消すこと。</p>

<p>農地活用推進課</p> <p>一 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>十 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成十一年法律第百十号)の施行に関する事務</p>	<p>九 野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第百三号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>て「条例」という。)の施行に関する事務</p>
<p>3 法第二十七条の四第三項及び</p> <p>2 法第五条第四項及び第五項の規定に基づき、都道府県農業会議等の意見を聴いて基本方針を定めること。 2 法第五条第四項及び第五項の規定に基づき、都道府県農業会議等の意見を聴いて基本方針を定めること。</p>	<p>持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第三条第一項、第三項及び第四項の規定に基づき、導入指針を定め、又は変更し、これを公表すること。</p>	<p>1 法第五条(法第六条第三項及び第七条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、農林水産大臣に野菜指定産地の指定、区域の変更又は指定の解除を申し出ること。 2 法第八条第一項の規定に基づき、生産出荷近代化計画を樹立すること。 3 法第九条第一項の規定に基づき、生産出荷近代化計画を変更すること。</p>	<p>づき、開設者等が死亡した場合において、当該業務の相続を認可すること。 3 条例第二十一条第一項の規定に基づき、届出書を受理すること。</p>

<p>四 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年</p>	<p>三 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)の施行に関する事務</p>	<p>二 市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>第四項の規定に基づき、調停案を作成し、調停案の受諾を勧告すること。 4 法第二十七条の七第一項の規定に基づき、特定利用権を設定すべき旨の裁定をすること。 5 法第二十七条の十の規定に基づき、特定利用権に係る賃貸借の解除の承認をすること。</p>
	<p>山村振興法第七条の二第一項及び第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、山村振興基本方針を作成し、及び変更し、並びに主務大臣に協議すること。</p>		
<p>特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第四条第六項の規定に基づき、市町村が基盤整備計画を作成し、又はこれを変更することについて協議を受け、及び同意すること。</p>		<p>1 法第三条第五項の規定に基づき、基本方針を変更すること。 2 法第五条第二項の規定に基づき、交換分合計画を認可すること。</p>	

<p>四 株式会社日本</p>	<p>法律第七十二号)の施行に関する事務</p>		<p>五 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>
<p>株式会社日本政策金融公庫法第</p>	<p>1 法第四条第一項の規定に基づき、基本方針を定めること。 2 法第四条第三項の規定に基づき、基本方針において、山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関して農林水産省令で定める事項を併せて定めること。 3 法第四条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、基本方針について農林水産大臣に協議すること。 4 法第四条第六項の規定に基づき、基本方針を変更すること。 5 法第五条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、市町村計画について協議を受けること。 6 法第三十二条の規定に基づき、農林漁業体験民宿団体を指定すること。 7 法第三十四条の規定に基づき、農林漁業体験民宿団体に對し、改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。 8 法第三十五条の規定に基づき、農林漁業体験民宿団体の指定を取り消すこと。</p>	<p>別表第四農林部の表農業支援課の項第四号を次のように改める。</p>	

<p>政策金融公庫法 (平成十九年法律第五十七号)の施行に関する事務</p>	<p>十二条の規定により認可を受けて定められた国内金融業務の方法に基づき、株式会社日本政策金融公庫からの貸付調査委嘱を引き受けること。</p>
--	---

別表第四農林部の表生産振興課の項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十号までを二号ずつ繰り上げ、同項第十一号部長専決事項の欄7中「第九条の二第二項」を「法第九条の二第二項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十二号を同項第十号とし、同表流通販売課の項を削り、同表森づくり課の項に次の一号を加える。

<p>八 木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成八年法律第四十七号)の施行に関する事務</p>	<p>木材の安定供給の確保に関する特別措置法第二条第一項又は第三条第一項の規定に基づき、指定地域を指定し、指定地域の区域を変更し、又はその指定を解除すること。</p>
--	---

別表第四県土整備部の表(県土づくり企画室長)の項を次のように改める。

<p>課一 建設業法 (以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 法第二十八条第一項及び第二項の規定に基づき、建設業者等に必要な指示をすること。 2 法第二十八条第三項の規定に基づき、営業の停止を命ずること。 3 法第二十九条及び第二十九条の二第二項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消すこと(法第二十九条第一項第四号に該当する事由に係るものを除く。) 4 法第二十九条の三第三項の規定に基づき、建設工事の施工の差止めを命ずること。 5 法第二十九条の四の規定に基づき、新たに営業を開始すること。
--	--

<p>二 建設工事統計調査規則(昭和三十年建設省令第二十九号)に関する事務</p>	<p>6 法第四十二条第一項の規定に基づき、公正取引委員会に対し、適当な措置をとるべきことを求めること。</p>
---	--

<p>三 浄化槽法(以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 法第二十八条第二項の規定に基づき、浄化槽工事の施工の差止めを命ずること。 2 法第三十二条第一項の規定に基づき、浄化槽工事業者に対し、必要な指示をすること。 3 法第三十二条第二項の規定に基づき、浄化槽工事業者の登録を取り消し、又はその事業の停止を命ずること。</p>
--	---

<p>別表第四県土整備部の表河川砂防課の項第一号事務の種類の中「河川法施行令(昭和四十年政令第十四号。以下この項において「施行令」という。)及び埼玉県流水占用料等徴収条例(平成十二年条例第四十号。以下この項において「条例」という。)」を削り、同号部長専決事項の欄中1及び2を削り、3を1とし、4を削り、5を2とし、6から8までを削り、9を3とし、10から12までを削り、13を4とし、14から16までを削り、17を5とし、18を6とし、19から21までを削り、22を7とし、23を8とし、24から29までを削り、同項第二号を削り、同項第三号事務の種類の中「」に關する」を「」の施行に關する」に改め、同号部長専決事項の欄中「協定する」を「協定を締結する」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号部長専決事項の欄5中「第三十二条の二第三項」を「第四十二条第三項」に改め、同欄5を同欄9とし、同欄4中「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同欄4を同欄8とし、同欄3中「第十条の四第一項及び第三</p>	<p>とを禁止すること。</p>
---	------------------

項」を「第十六条第一項及び第三項」に改め、「基づき」の下に「水防警報を行う河川を指定し」を加え、同欄3を同欄6とし、その次に次のように加える。

7 法第十六条第四項の規定に基づき、同条第一項の指定をした旨を公示すること。

別表第四県土整備部の表河川砂防課の項第四号部長専決事項の欄2の次に次のように加え、同号を同項第三号とする。

3 法第十一条第一項及び第二項の規定に基づき、気象庁長官と共同して洪水予報を行うこと。

4 法第十三条第二項の規定に基づき、特別警戒水位を定め、水位がこれに達した旨を通知し、及び周知すること。

5 法第十四条第一項及び第三項の規定に基づき、浸水想定区域を指定するとともに、公表すること。

別表第四県土整備部の表河川砂防課の項中第五号を第四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同表建設課の項を次のように改める。

<p>課 一 河川法(以下この項において「法」という。)、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号。以下この項において「施行令」という。)</p> <p>水 埼玉県流水占用料等徴収条例(平成十二年埼玉県条例第四十号。以下この項において「条例」という。)</p>	<p>1 法第四条第二項の規定に基づき、一級河川に係る政令の制定又は改廃の立案について、国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>2 法第四条第三項の規定に基づき、一級河川の指定について、国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>3 法第九条第三項の規定に基づき、一級河川の指定区間の指定に関する意見を述べること。</p> <p>4 法第六十三条第</p>	<p>1 法第六条第一項第三号の規定に基づき、河川区域を指定すること。</p> <p>2 法第六条第三項の規定に基づき、樹林帯区域を指定すること。</p> <p>3 法第十四条第一項の規定に基づき、ダム、堰、水門等の操作規則を定めること。</p> <p>4 次に掲げる処分等(当該処分等については、国土交通大臣の認可又は承認を要するものに限る。)を行うこと。</p> <p>イ 法第二十三条の規定に基づく流水の占用の許可</p> <p>ロ 法第二十四条の規定に基づく土地の占用の許可</p> <p>ハ 法第二十六条第一項の規定に基づく工作物の新築等の許可</p>
--	--	---

事務

二項の規定に基づき、国土交通大臣が行う河川の管理に要する費用の負担について意見を述べること。

5 法第七十条の第二項の規定に基づき、河川の工事について、国土交通大臣に意見を述べる(土地水政策課において所掌するものを除く。)

二 法第二十七条第一項の規定に基づく土地の掘削等の許可

ホ 法第三十四条第一項の規定に基づく法第二十三条及び第二十四条の許可に係る権利の譲渡の承認

ヘ 法第九十五条の規定に基づく国の行う事業のための河川の使用等についての国との協議

5 法第二十一条第四項の規定に基づき、工事の施行に伴う損失の補償についての協議が成立しないときに、収用委員会に裁決を申請すること。

6 流水占用の許可(国土交通大臣の認可又は承認を要するものに限る。)を伴う法第二十五条の土石等の採取の許可、法第五十五条第一項の河川保全区域内における行為の許可又は法第五十七条第一項の河川予定地内における行為の許可をすること。

7 法第二十七条第四項の規定に基づき、河川区域内の土地について許可等をしていない区域を定めること。

8 法第三十六条第一項(許可期間の更新に係るものを除く。)及び第五項の規定に基づき、国土交通大臣に意見を述べること。

9 法第三十七条の規定に基づき、工作物に関する工事の委託を受けること。

10 法第四十二条第二項から第四項までの規定に基づき、水利使

- 用の許可に係る損失の補償について、収用委員会の意見を聴き、裁定すること。
- 11 法第四十三條第一項ただし書の規定に基づき、関係河川使用者の受ける損失の程度を事前に確定することができない旨の決定又は損失防止施設の設置が事後でよい旨の決定をすること。
- 12 法第五十四條第一項の規定に基づき、河川保全区域を指定すること。
- 13 法第五十六條第一項の規定に基づき、河川予定地を指定すること。
- 14 法第五十八條の二第一項の規定に基づき、河川立体区域を指定すること。
- 15 法第五十八條の三第一項の規定に基づき、河川保全立体区域を指定すること。
- 16 法第五十八條の五第一項の規定に基づき、河川予定立体区域を指定すること。
- 17 法第六十三條第四項の規定に基づき、河川の管理に要する費用の負担について、利益を受ける都県の知事と協議すること。
- 18 法第六十六條の規定に基づき、兼用工作物の費用の負担について協議して定めること。
- 19 法第七十五條の規定に基づき、監督処分(4及び6に掲げる処分に係るものに限る。次の20及び21において同じ。)をすること。
- 20 法第七十六條第二項において
- 準用する法第二十二條第四項の規定に基づき、監督処分に伴う損失の補償について協議すること。
- 21 法第七十六條第三項の規定に基づき、監督処分に伴う損失の補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させること。
- 22 法第七十九條第一項の規定に基づき、国土交通大臣に認可を申請すること。
- 23 法第九十九條の規定に基づき、河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体に委託すること。
- 24 施行令第十五條の四第一項第四号の規定に基づき、治水上及び利水上影響が少ない行為を指定すること。
- 25 施行令第十六條の三第一項ただし書の規定に基づき、竹木の流送について、許可を要しない水域及び方法を指定すること。
- 26 施行令第十六條の四第一項第三号の規定に基づき、河川管理施設及び動植物の生息地又は生育地を保全するため、規制を要する区域及び規制の対象を指定すること。
- 27 施行令第十六條の五第一項の規定に基づき、届出を要する汚水の排出量を指定すること。
- 28 条例第三條第二項の規定に基づき、流水占用料等の減免に関する基準を定めること。
- 29 条例別表第一の備考第二号の

<p>三 河川附帯工 事の費用負担 に関する事務 取扱規則の施 行に関する事 務</p>	<p>二 埼玉県船舶 の放置防止に 関する条例 (平成二十年 埼玉県条例第 二十四号。以 下この項にお いて「条例」 という。)の 施行に関する 事務</p>
<p>河川附帯工事の費用負担に關する事務取扱規則第四条第三項の規定に基づき、附帯工事に要する費用の全部又は一部の負担について、工作物の管理者と協定を締結すること。</p>	<p>規定に基づき、占用料を定めること。 1 条例第六条第一項の規定に基づき、放置防止区域を指定すること。 2 条例第六条第五項の規定に基づき、放置防止区域の全部又は一部の指定を解除すること。</p>

別表第四都市整備部の表都市計画課の項第一号知事決裁事項の欄中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 法第二十一条第一項の規定に基づき、都市計画を変更すること（法第八条の規定に基づき定めるものうち市街地全体を対象としない用途地域の変更、法第十一条の規定に基づき定めるものうち環境影響評価の対象とならない都市施設の変更及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第十五条に規定する軽易な変更並びにこれらの変更起因して行うこととなる法第六条の二の規定に基づき定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係るものを除く。）。

別表第四都市整備部の表都市計画課の項第一号知事決裁事項の欄に次のように加える。

7 法第二十四条第七項の規定に基づき、国の関係行政機関の長に対して、国土計画、地方計画等の策定又は変更を申し出ること。

別表第四都市整備部の表都市計画課の項第一号部長専決事項の欄1及び2中

「第二十一条第二項」を「法第二十一条第二項」に改め、同欄3中「こと」の下に「（この項知事決裁事項の欄5に該当するものを除く。）」を加え、同欄中5を削り、6を5とし、7を6とし、同項第二号を次のように改める。

<p>二 独立行政法人 都市再生機構法 (平成十五年法 律第百号)の施 行に関する事務</p>	<p>独立行政法人都市 再生機構法第十四条 第六項の規定に基づ き、賃貸住宅の建設 に関する計画につい て、独立行政法人都 市再生機構に意見を 述べること。</p>
<p>1 法第十二条第三項の規定に基づき、事業区域が所在する対象地域に組織されている協議会の構成員に対し、事業概要書の写しを送付すること。 2 法第十五条第二項の規定に基づき、使用認可申請書を却下すること。 3 法第十六条の規定に基づき、使用の認可をすること。 4 法第二十条において準用する土地収用法第二十四条第五項（法第三十条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市町村長に代わつてその手続を行う旨を当該市町村長に通知すること。 5 法第二十四条の規定に基づき、使用の認可を拒否した旨を申請に係る事業者者に文書で通知すること。 6 法第二十八条第一項、第五項及び第六項の規定に基づき、権</p>	

別表第四都市整備部の表都市計画課の項に次の二号を加える。

五 大深度地下の
公共的使用に關
する特別措置法
(平成十二年法
律第八十七号。
以下この項にお
いて「法」とい
う。)の施行に
関する事務

法第三十六条第一
項の規定に基づき、
行政代執行法（昭和
二十三年法律第四
十三号）の定めるとこ
ろに従い、自ら義務
者のなすべき行為を
してこれをさせるこ
と。

1 法第十二条第三項の規定に基づき、事業区域が所在する対象地域に組織されている協議会の構成員に対し、事業概要書の写しを送付すること。
2 法第十五条第二項の規定に基づき、使用認可申請書を却下すること。
3 法第十六条の規定に基づき、使用の認可をすること。
4 法第二十条において準用する土地収用法第二十四条第五項（法第三十条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市町村長に代わつてその手続を行う旨を当該市町村長に通知すること。
5 法第二十四条の規定に基づき、使用の認可を拒否した旨を申請に係る事業者者に文書で通知すること。
6 法第二十八条第一項、第五項及び第六項の規定に基づき、権

六 埼玉県防犯のまちづくり推進条例の施行に関する事務		<p>7 法第二十九条第一項の規定に基づき、使用の認可等を取り消すこと。</p> <p>埼玉県防犯のまちづくり推進条例第十一条第二項の規定に基づき、指針を策定すること。</p>
----------------------------	--	--

別表第四都市整備部の表市街地整備課の項第一号知事決裁事項の欄を次のように改める。

<p>1 法第十八条第一項の規定に基づき、都市計画を定めること(防災街区の整備の方針に係るものを除く)。</p> <p>2 法第二十一条第一項の規定に基づき、都市計画を変更すること(防災街区の整備の方針及び法第十一条の規定に基づき定めるものうち環境影響評価の対象とならない都市施設に係るものを除く)。</p> <p>3 法第二十四条第七項の規定に基づき、国の関係行政機関の長に対して、国土計画、地方計画等の策定又は変更を申し出ること。</p>

別表第四都市整備部の表市街地整備課の項第一号部長専決事項の欄1中「(県が施行する事業に係るものを除く)を定めること」を「を定めること(防災街区の整備の方針に係るものに限る。)」に改め、同欄2中「第二十一条第二項」を「法第二十一条第二項」に改め、同欄3中「こと」の下に「(この項知事決裁事項の欄2に該当するものを除く)」を加え、同欄5を削り、同項に次の二号を加える。

八 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号。以下この項において「法」という。)		<p>1 法第五条第一項の規定に基づき、建替計画の認定を行うこと。</p> <p>2 法第十条の規定に基づき、認定事業者に対して、改善に必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>3 法第十一条第一項の規定に基づき、建替計画の認定を取り消すこと。</p>
---	--	--

九 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)の施行に関する事務		<p>4 法第十三条第一項の規定に基づき、延焼等危険建築物の所有者に対し、当該延焼等危険建築物を除却すべきことを勧告すること。</p> <p>5 法第九十四条第一項の規定に基づき、防災街区計画整備組合の設立について、認可すること。</p> <p>住宅地区改良法第九条第四項の規定に基づき、同条第一項又は第三項の規定に違反した者等に対して、土地の原状回復を命じ、又は建築物等の移転若しくは除却を命ずること。</p>
-----------------------------------	--	--

別表第四都市整備部の表市街地整備課の項の次に次のように加える。

課 づくり 都市 田園 景観法(平成十六年法律第一百十号。以下この項において「法」という。)及び埼玉県景観条例(平成十九年埼玉県条例第四十六号。以下この項において「条例」という。)の施行に関する事務	<p>1 法第八条第一項の規定に基づき、景観計画を定めること。</p> <p>2 法第十九条第一項の規定に基づき、良好な景観の形成に重要な建築物を景観重要建築物として指定すること。</p> <p>3 法第二十七条第一項及び第二項の規定に基づき、景観重要建築物の指定を解除すること。</p> <p>4 法第二十八条第一項の規定に基づき、</p>	<p>1 法第七条第一項ただし書の規定に基づき、市町村が景観行政団体として事務処理することについて、市町村長と協議し、同意すること。</p> <p>2 法第十五条第一項の規定に基づき、協議会を組織し、必要な場合に協議会に関係行政機関等を加えること。</p> <p>3 法第二十一条の規定に基づき、景観重要建築物の増築等の現状変更の許可等を行うこと。</p> <p>4 法第二十三条第一項(法第三十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、法第二十二条第一項の規定に違反した者若しくは同条第三項の許可の条件に違反した者又はこれらの者から景観重要建築物の</p>
---	---	--

	<p>き、良好な景観の形成に重要な樹木を景観重要樹木として指定すること。</p> <p>5 法第三十五条第一項及び第二項の規定に基づき、景観重要樹木の指定を解除すること。</p> <p>6 法第七十四条第四項の規定に基づき、市町村が準景観地区を指定しようとするに於いて、市町村と協議し、同意すること。</p> <p>7 条例第十九条第二項の規定に基づき、公共事業景観形成指針を定めること。</p>
<p>12 法第八十三条第一項(法第八</p>	<p>権利を承継した者に対し、原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命ずること。</p> <p>5 法第二十三条第二項(法第三十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、原状回復等を自ら行い、又は命じた者若しくは委任した者に行わせること。</p> <p>6 法第二十四条第一項(法第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、景観重要建造物の所有者に対し、通常生ずべき損失を補償すること。</p> <p>7 法第二十六条の規定に基づき、景観重要建造物の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善等を命じ、又は勧告すること。</p> <p>8 法第三十一条第一項の規定に基づき、景観重要樹木の伐採又は移植の許可をすること。</p> <p>9 法第三十四条の規定に基づき、景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善等を命じ、又は勧告すること。</p> <p>10 法第三十六条第一項の規定に基づき、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者と管理協定を締結し、管理を行うこと。</p> <p>11 法第三十八条(法第四十条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、法第三十六条第三項の申請による管理協定を認可すること。</p>
<p>二 屋外広告物法(昭和二十</p>	<p>十四条第二項において準用する場合を含む。)及び第九十条第二項の規定に基づき、景観協定を認可すること。</p> <p>13 法第八十三条第二項(法第八十四条第二項及び第九十条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、建築主事を置かない市町村である景観行政団体の長から、協議を受け、同意すること。</p> <p>14 法第八十八条第一項の規定に基づき、景観協定の廃止を認可すること。</p> <p>15 法第九十二条第一項の規定に基づき、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人を、その申請により景観整備機構として指定すること。</p> <p>16 法第九十五条第二項の規定に基づき、景観整備機構に対し、その業務の運営の改善に關し必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>17 法第九十五条第三項の規定に基づき、景観整備機構としての指定を取り消すこと。</p> <p>18 条例第十八条第三項の規定に基づき、同条第一項に該當する協定を景観形成協定として認定すること。</p> <p>19 条例第十八条第八項の規定に基づき、景観形成協定の認定を取り消すこと。</p> <p>屋外広告物法第二十八条後段の規定に基づき、条例の制定又は改</p>

<p>四年法律第八十九号)の施行に関する事務</p>	<p>三 埼玉県屋外広告物条例(以下この項において「条例」という。)の施行に関する事務</p>
<p>条例第六條第二項ただし書の規定に基づき、活力ある町並みを維持する上で広告物が特に重要な役割を果たしていることを認める区域を広告物活用地区として指定し、当該広告物活用地区の状況に応じた基準を定めること。</p>	<p>三 埼玉県屋外広告物条例(以下この項において「条例」という。)の施行に関する事務</p>
<p>廃に関する事務の全部又は一部を処理することとなる市町村の長と協議すること。</p>	<p>1 条例第四條第一号、第二号、第八号、第九号、第十一号、第十二号及び第十五号、第五條第五号並びに第五條の二の規定に基づき、区域、区間及び物件を指定すること。 2 条例第七條第二項第三号の規定に基づき、行事を指定すること。 3 条例第十三條の二の規定に基づき、国又は地方公共団体が、公共的目的をもつて表示する広告物又はこれを掲出する物件を表示し、又は設置することについて当該国又は地方公共団体と協議すること。 4 条例第十三條の三第一項及び第二項の規定に基づき、良好な景観を形成するため広告物及び掲出物件の整備を図ることが特に必要であると認める区域を景観形成型広告物整備地区として指定し、景観形成型広告物整備基本方針を定めること。 5 条例第十三條の四第二項の規定に基づき、広告物協定が良好な景観の整備に資すると認める区域を広告物協定地区として指定すること。 6 条例第二十五條の四第一項の規定に基づき、屋外広告物の登録を取り消し、又はその営業の</p>

<p>停止を命ずること。</p>	<p>別表第四都市整備部の表公園課の項第一号知事決裁事項の欄1中「(市町村が設置する公園に係るものを除く。)」を削り、同欄中2を3とし、1の次に次のように加える。 2 法第二十一条第一項の規定に基づき、都市計画を変更すること(法第十一条の規定に基づき定めるもののうち環境影響評価の対象とならない都市施設の変更に係るものを除く。) 別表第四都市整備部の表公園課の項第一号知事決裁事項の欄に次のように加える。 4 法第二十四条第七項の規定に基づき、国の関係行政機関の長に対して、国土計画、地方計画等の策定又は変更を申し出ること。 別表第四都市整備部の表公園課の項第一号知事決裁事項の欄1中「(法第二十一条第二項)」に改め、同欄2を削り、同欄3中「法第二十一条第二項」を「法第二十一条第二項」に改め、同欄3を同欄2とし、同欄4中「こと」の下に「法第十一条の規定に基づき定めるもののうち環境影響評価の対象とならない都市施設の変更に係るものに限る。」を加え、同欄4を同欄3とし、同欄中5を4とし、6を削り、7を5とし、8から12までを6から10までとし、同表下水道課の項第一号部長専決事項の欄1中「第二条の二第七項」を「第二条の二第九項」に改め、同項第二号知事決裁事項の欄を次のように改める。 1 法第十八條第一項の規定に基づき、都市計画を定めること。 2 法第二十一条第一項の規定に基づき、都市計画を変更すること(法第十一条の規定に基づき定めるもののうち環境影響評価の対象とならない都市施設の変更に係るものを除く。)</p>
<p>別表第四都市整備部の表下水道課の項第二号部長専決事項の欄1中「第二十一条第二項」を「法第二十一条第二項」に改め、同欄2中「こと」の下に「(法第十一条の規定に基づき定めるもののうち環境影響評価の対象とならない都市施設の変更に係るものに限る。)」を加え、同表開発指導課の項第四号を次のように改める。 四 宅地造成等規 1 法第三條第一項の規定に基づき、 制法(昭和三十</p>	<p>別表第四都市整備部の表公園課の項第一号知事決裁事項の欄1中「(市町村が設置する公園に係るものを除く。)」を削り、同欄中2を3とし、1の次に次のように加える。 2 法第二十一条第一項の規定に基づき、都市計画を変更すること(法第十一条の規定に基づき定めるもののうち環境影響評価の対象とならない都市施設の変更に係るものを除く。) 別表第四都市整備部の表公園課の項第一号知事決裁事項の欄に次のように加える。 4 法第二十四条第七項の規定に基づき、国の関係行政機関の長に対して、国土計画、地方計画等の策定又は変更を申し出ること。 別表第四都市整備部の表公園課の項第一号知事決裁事項の欄1中「(法第二十一条第二項)」に改め、同欄2を削り、同欄3中「法第二十一条第二項」を「法第二十一条第二項」に改め、同欄3を同欄2とし、同欄4中「こと」の下に「法第十一条の規定に基づき定めるもののうち環境影響評価の対象とならない都市施設の変更に係るものに限る。」を加え、同欄4を同欄3とし、同欄中5を4とし、6を削り、7を5とし、8から12までを6から10までとし、同表下水道課の項第一号部長専決事項の欄1中「第二条の二第七項」を「第二条の二第九項」に改め、同項第二号知事決裁事項の欄を次のように改める。 1 法第十八條第一項の規定に基づき、都市計画を定めること。 2 法第二十一条第一項の規定に基づき、都市計画を変更すること(法第十一条の規定に基づき定めるもののうち環境影響評価の対象とならない都市施設の変更に係るものを除く。)</p>

別表第四都市整備部の表開発指導課の項第六号を次のように改める。

<p>六年法律第百九十一号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>宅地造成に関する工事について規制を行う必要がある土地の区域を工事規制区域として指定すること。</p> <p>2 法第二十条第一項及び第二項の規定に基づき、宅地造成に伴う災害の発生のおそれが大きい一団の造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、及びその指定を解除すること。</p>
<p>六 埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第六十一号。以下この項において「条例」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 条例第四条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、土地の区域を指定し、又は指定の変更若しくは廃止をすること。</p> <p>2 条例第五条第一項ただし書(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、予定建築物等の用途を別に指定し、又はその指定の変更若しくは</p>
<p>条例第三条第二項の規定に基づき、最低敷地面積を条例で定めたり、市町村とするための指定をすること。</p>	

<p>3 条例第六条第一項第一号及び第四項の規定に基づき、予定建築物の用途を限り土地の区域を指定し、又はその指定の変更若しくは廃止をすること。</p>	<p>4 条例第六条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、既存の集落を指定し、又はその指定の変更若しくは廃止をすること。</p>
<p>別表第四都市整備部の表建築指導課の項第一号知事決裁事項の欄4中「第七項ただし書」の下に、「第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書」を加え、「第八十七条第二項及び第三項」を「法第八十七条第二項及び第三項」に、「法別表第二(わ)項に掲げる建築物に係る」を「申請部分の延べ面積が五千平方メートルを超える」に改め、同欄中8を9とし、7を8とし、6を7とし、同欄5中「第八十八条第二項」を「法第八十八条第二項」に改め、同欄5を同欄6とし、同欄4の次に次のように加える。</p> <p>5 法第五十一条ただし書(法第八十七条第二項及び第三項並びに第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、卸売市場、火葬場、と畜場等の用途に供する特殊建築物の敷地の位置を許可すること(工業地域又は工業専用地域以外の地域において、申請部分の延べ面積が五千平方メートルを超えるものに限る。)</p> <p>別表第四都市整備部の表建築指導課の項機関名の欄中「<u>海浜緑地</u>」を「<u>海浜対峙地</u>」に改め、同項第一号部長専決事項の欄3中「第九十七条の二第二項」を「法第九十七条の二第二項」に改め、同欄6中「第十条第四項」を「法第十条第</p>	

四項」に改め、同欄7及び10中「第八十八条第一項及び第二項」を「法第八十八条第一項及び第二項」に改め、同欄20中「又は第十二項ただし書」を「第十二項ただし書又は第十三項ただし書」に、「第八十七条第二項及び第三項」を「法第八十七条第二項及び第三項」に、「法別表第二(わ)項に掲げる建築物に係る」を「この項知事決裁事項の欄4に該当する」に改め、同欄21中「第八十七条第二項及び第三項」を「法第八十七条第二項及び第三項」に改め、「卸売市場」の下に「、火葬場」を加え、「位置」を「敷地の位置」に改め、「こと」の下に「この項知事決裁事項の欄5に該当するものを除く。」を加え、同欄33中「第五十七条の二第三項」を「法第五十七条の二第三項」に改め、同項第五号及び第六号を削り、同項第七号事務の種類の中「(平成九年法律第四十九号)」を削り、同項を同項第五号とし、同項中第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、同表住宅課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を削り、第九号を第七号とし、同項第十号知事決裁事項の欄を次のように改める。

法第二十四条第七項の規定に基づき、国の関係行政機関の長に対して、国土計画、地方計画等の策定又は変更を申し出ること。

別表第四都市整備部の表住宅課の項第十号部長専決事項の欄1及び2中「及び防災街区の整備の方針」を削り、同欄3を削り、同項を同項第八号とし、同項中第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とする。

第二条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第四都市整備部の表住宅課の項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

<p>十 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 法第六条第一項(法第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画を認定すること。</p> <p>2 法第十三条第一項の規定に基づき、認定計画実施者に対して、改善に必要な措置を命ずること。</p> <p>3 法第十三条第二項の規定に基づき、認定計画実施者(法第五条第三項の規定による認定の申請に基づき法第六条第一項の認定を受けた分譲事業者に限る。)に対して、改善に必要な措置を命ずること。</p> <p>4 法第十四条第一項の規定に基づき、計画の認定を取り消すこと。</p>
---	--

第三条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第四環境部の表温暖化対策課の項第一号部長専決事項の欄5中「都道府県地球温暖化防止活動推進センター」を「地域地球温暖化防止活動推進センター」に、「都道府県センター」を「地域センター」に改め、同欄6中「第二十四条第三項」を「第二十四条第四項」に、「都道府県センター」を「その指定に係る地域センター」に改め、同欄7中「第二十四条第四項」を「第二十四条第五項」に、「都道府県センター」を「その指定に係る地域センター」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表第四福祉部の表介護保険課の項の改正規定 平成二十一年五月一日
- 二 第一条中別表第三副知事専決事項の欄4及び同表知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄11から13までの改正規定 平成二十一年五月二十一日
- 三 第二条の規定 平成二十一年六月四日
- 四 第三条の規定 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第六十七号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県規則第二十七号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則(昭和四十五年埼玉県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十七条」を「第十六条」に改める。

第七条第一項中「技術統括部長」を「試験研究室長」に、「建築主幹、東京事務所の参事」を「医療安全管理幹、技術指導幹、総合技術幹、主席工事検査員、副主席工事検査員、主任工事検査員」に、「大学院研究科準備室長」を「大学院研究科長」に改め、同条第二項中「の各号」を削る。

第七条の二中「、高等看護学院及び高等技術専門学校」を「及び高等看護学院」に改め、「の各号」を削る。

別表第一専決事項の欄第八号3中「証人」を「裁判員、証人」に改め、同欄第十一号中「平日勤務時間」を「四時間の勤務時間」に改め、同欄第十四号を削り、同欄第十五号中「職員の勤務時間に関する規程」の下に「昭和二十七年埼玉県訓令第十八号」を加え、同号を同欄第十四号とし、同欄第十六号中「第二十七号」を「第二十六号」に改め、同号を同欄第十五号とし、同欄第十七号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げ、同欄第二十四号中「第二十四条」を「条例第二十四条」に改め、同号を同欄第二十三号とし、同欄第二十五号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、同欄第二十九号中「第六十一号」を「第六十号」に改め、同号を同欄第二十八号とし、同欄第三十号から第六十三号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二地方行政機関の表地域振興センター所長の項第一号委任事務の欄1中「第十二条の二第一号」を「第十二条の二第一項」に改め、同欄2中「第十二条の二第二号」を「第十二条の二第二項」に改め、同表東部地域振興センター所長、中部地域振興センター所長、川越比企地域振興センター所長、西部地域振興センター所長、利根地域振興センター所長、北部地域振興センター所長及び秩父地域振興センター所長の項第一号委任事務の欄中「第三十五条」を「第三十四条第一項」に、「実施状況の報告を求める」を「進捗よく状況の調査を行う」に改め、同号専決事項の欄1中「第九条第三項(第十条第三項において準用する場合を含む。)」を「第九条第一項及び第十条第一項」に改め、同項第二号事務の種類の欄中「(いう。)」の下に「及び旅行者営業保証金規則(平成八年法務省・運輸省令第一号)」を加え、同号専決事項の欄に次のように加える。

12 専決することができる事項に関して立入検査をする職員に対し、法第二十六条第三項に規定する身分を示す証票を交付すること。

13 旅行者営業保証金規則第八条第三項又は第九条第七項の規定に基づき、営業保証金の取戻しのための証明書を交付すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第八号委任事務の欄27を削り、同欄28中「第十四条第四項」を「第十四条第三項」に改め、同欄28を同欄27とし、同号専決事項の欄8中「4」を「9」に改め、同欄15中「10」を「16」に改め、同項第十一号専決事項の欄中35を37とし、30から34までを32から36までとし、29を30とし、その次に次のように加える。

31 法第六十七条第一項の規定に基づき、破砕業の許可(更新の許可に限る。)をすること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第十一号専決事項の欄中28を29とし、27を28とし、26の次に次のように加える。

27 法第六十条第一項の規定に基づき、解体業の許可(更新の許可に限る。)をすること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項に次の一号を加える。

<p>二十八 埼玉県地球温暖化対策推進条例(平成二十一年埼玉県条例第九号。以下この項において「条例」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 条例第二十五条第二項の規定に基づき、自動車の販売業者から低燃費車の販売の状況について報告を求めること。</p>	<p>1 委任された事務に関し、立入検査をする職員に対し、条例第五十五条第二項に規定する身分を示す証明書を交付すること。</p> <p>2 委任された事務に関し、条例第五十六条の規定に基づき、報告すること。</p> <p>3 委任された事務に関し、条例第五十七条第一項の規定に基づき、条例第五十六条に規定する勧告を受けた者が、その勧告に従わなかつた旨を公表すること。</p>
<p>3 条例第五十四条の規定に基づき、自動車の販売業者</p>	<p>2 条例第四十二条第二項の規定に基づき、大規模電気機器等販売事業者から省エネルギー性能説明推進者の選任等の届出を受理すること。</p>	

	<p>又は特定電気機器等販売業者に対して必要な報告又は資料の提出を求めること。</p> <p>4 条例第五十五条第一項の規定に基づき、職員に、自動車の販売業者又は特定電気機器等販売事業者等の事業所その他必要な場所に立ち入り、機械、書類等の物件を検査させ、関係者に質問させること。</p>
--	---

別表第二地方行政機関の表児童相談所長の項第一号事務の種類の欄中「いう。」を「いう。及び」に改め、「及び里親の認定等に関する省令(平成十四年厚生労働省令第百十五号)」を削り、同号委任事務の欄中9を削り、8を9とし、7を8とし、6の次に次のように加える。

7 法第二十五条の七第一項第三号及び第二項第四号並びに第二十五条の八第一項第四号の規定に基づき、児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童の報告を受理すること。

別表第二地方行政機関の表児童相談所長の項第一号委任事務の欄12中「第二八条第二項」を「第二八条第二項ただし書」に、「前項」を「同条第一項第一号及び第二号ただし書」に改め、同欄17中「第二項及び第四項」を「及び第二項」に改め、同欄29を削り、同欄28中「第三十四条」を「第三十三条」に改め、同欄28を同欄31とし、同欄21から27までを同欄24から30までとし、同欄20中「及び第七号の二」を「から第七号の三まで」に改め、同欄20を同欄23とし、同欄19を同欄22とし、同欄18の次に次のように加える。

19 法第三十三条の六第一項の規定に基づき、義務教育終了児童等の自立を図るための日常生活上の援助等を児童自立生活援助事業を行う者に委託すること。

20 法第三十三条の六第二項の規定に基づき、児童自立生活援助の実施を希望する旨の申込書を受理すること。

21 法第三十三条の六第四項の規定に基づき、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨すること。

別表第二地方行政機関の表福祉保健総合センター所長の項第四号専決事項の欄2中「第二十七条第三項」を「第二十八条第二項」に、「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同欄3中「第二十七条第五項ただし書」を「第二十八条第四項ただし書」に改め、「身体障害者の更生援護の事務に従事する者の」を削り、同欄5中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同欄6中「第八条第一項」を「第二十八条第一項」に、「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、「身体障害者の更生援護の事務に従事する者の」を削り、同欄7中「第八条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同項第九号専決事項の欄3中「身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、知的障害者援護施設」を「障害者支援施設」に改め、「から7まで」を削り、同欄5中「第一種社会福祉事業」の下に「(軽費老人ホーム、障害者支援施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者援護施設又は法第二條第二項第七号の授産施設の経営の事業に限る。次の6及び7において同じ。)」を加え、同欄9中「老人福祉センター」の下に「障害者支援施設、福祉ホーム」を、「の事業」の下に「障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。)」を加え、同項第二十号を削り、同項第二十一号専決事項の欄中「第五十条第二項」を「同法第五十条第二項」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第二十二号専決事項の欄中「第十二条の五第二項」を「同法第十二条の五第二項」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第二十三号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十六号専決事項の欄1から4までの規定中「第五十三条第二項(第六十条)」を「法第五十三条第二項(法第六十条)」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項中第二十七号を第二十六号とし、第二十八号から第三十二号までを一号ずつ繰り上げ、同表保健所長の項第十八号事務の種類欄中「理容師法施行規則」を「及び理容師法施行規則」に改め、「及び理容師法施行条例(平成十二年埼玉県条例第二十三号)」を削り、同号委任事務の欄8を削り、同項第十九号事務の種類欄中「美容師法施行規則」を「及び美容師法施行規則」に改め、「及び美容師法施行条例(平成十二年埼玉県

条例第二十四号)を削り、同号委任事務の欄8を削り、同項中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、同項第二十三号委任事務の欄2及び3中「第七条第一項」を「法第七条第一項」に改め、同欄4中「第七条第一項」を「法第七条第一項」に、「第二十三条」を「法第二十三条」に改め、同欄5から8までの規定中「第七条第一項」を「法第七条第一項」に改め、同欄9から19までの規定中「第七条第一項」を「法第七条第一項」に、「第二十六条」を「法第二十六条」に改め、同欄20から25までの規定中「第七条第一項」を「法第七条第一項」に改め、同欄26中「第七条第一項」を「法第七条第一項」に、「第五十条第三項及び第四項」を「法第五十条第三項及び第四項」に、「第二十七条第一項」を「法第二十七条第一項」に改め、同欄27から30までの規定中「第七条第一項」を「法第七条第一項」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第二十四号から第三十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項第三十二号委任事務の欄2中「第二十七条」を「法第二十七条」に改め、同欄5中「第四十条第一項又は第二項」を「法第四十条第一項又は第二項」に改め、同欄16中「第十条」を「法第十条」に改め、同号専決事項の欄17中「第十二条第二項」を「法第十二条第二項」に、「第二十四条第二項」を「法第二十四条第二項」に、「第三十九条第四項」を「法第三十九条第四項」に改め、同号を同項第三十一号とし、同項第三十三号委任事務の欄2中「第二十二条第四項」を「法第二十二条第四項」に改め、同欄4中「第二十二条第四項及び第五項」を「法第二十二条第四項及び第五項」に改め、同号専決事項の欄5中「第二十二条第四項」を「法第二十二条第四項」に改め、同号を同項第三十二号とし、同項第三十四号を同項第三十三号とし、同項第三十五号専決事項の欄1中「対し」の下に、「温泉の採取の実施状況」を加え、「利用状況等」を「又は利用状況、可燃性天然ガスの発生の状況等」に改め、同欄2中「立ち入り」の下に、「温泉の採取の実施状況」を加え、「利用状況、可燃性天然ガスの発生の状況等」に改め、同号を同項第三十四号とし、同項第三十六号委任事務の欄5中「第二項」を「同条第二項」に改め、同号を同項第三十五号とし、同項第三十七号委任事務の欄26中「第二十四条第四項」を「法第二十四条第四項」に改め、同欄27及び28中「第二十四条第四項」を「法第二十四条第四項」に、「同条第一項」を「法第三十条の十五第一項」に改め、同号を同項第三十六号とし、同項第三十八号を同項第三十七号とし、同項第三十九号委任事務の欄1及び2中「第二十八条第四項及び第五項」を「法第二十八条第四項及び第五項」に改め、同号を同項第三十八号とし、同項第四十号を同項第三十九号とし、同表川口保健所長、朝霞

保健所長及び越谷保健所長の項第十一号を削り、同項第十二号専決事項の欄中「第五十条第二項」を「同法第五十条第二項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号専決事項の欄中「第十二条の五第二項」を「同法第十二条の五第二項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号を同項第十三号とし、同項第十五号事務の種類の中「(以下この項において「法」という。)」を「及び」に改め、及び栄養士法施行規則(以下この項において「施行細則」という。))を削り、同号専決事項の欄1中「法」を「栄養士法」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十六号を同項第十五号とし、同項第十七号専決事項の欄1から4までの規定中「第五十三条第二項(第六十条)」を「法第五十三条第二項(法第六十条)」に改め、同号を同項第十六号とし、同項中第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、同表家畜保健衛生所長の項第三号事務の種類の中「動物用医薬品等取締規則(昭和三十六年農林省令第三号)」を「動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第七号。以下この項において「規則」という。)」に改め、同号委任事務の欄11中「動物用医薬品等取締規則」を「規則」に改め、同号専決事項の欄に次のように加える。

- 5 規則第百十五号の九第一項の規定に基づき、登録販売者名簿を備え、販売従事登録をすること。
 - 6 規則第百十五号の九第二項の規定に基づき、販売従事登録証を交付すること。
 - 7 規則第百十五号の十第一項の規定に基づき、登録事項の変更の届出を受理すること。
 - 8 規則第百十五号の十一第四項の規定に基づき、登録を消除すること。
 - 9 規則第百十五号の十二第一項の規定に基づき、販売従事登録証の書換えを付をすること。
 - 10 規則第百十五号の十三第一項の規定に基づき、販売従事登録証の再交付をすること。
 - 11 規則第百十五号の十四第一項の規定に基づき、販売従事登録証の返納を受けること。
- 別表第二地方行政機関の表家畜保健衛生所長の項第六号委任事務の欄を次のように改める。

法第九条第一項又は第十条第一項の規定に基づき、処理高度化施設整備

計画の認定又は変更の申請を受理すること。

別表第二地方行政機関の表家畜保健衛生所長の項第六号専決事項の欄に次のように加える。

- 3 法第九条第三項(法第十条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、処理高度化施設整備計画を認定すること。
- 4 法第十条第二項の規定に基づき、処理高度化施設整備計画の認定を取り消すこと。

別表第二地方行政機関の表家畜保健衛生所長の項に次の五号を加える。

- 七 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号。以下この項において「法」という。)及び家畜商法施行令(昭和二十八年政令第二百五十二号。以下この項において「施行令」という。)の施行に関する事務
- 1 法第三条第一項の規定に基づき、家畜商の免許を与えること。
- 2 法第十条の二第二項(法第十条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、営業保証金を供託した旨の届出を受理すること。
- 3 法第十一条の三第一項の規定に基づき、職員に、家畜商の事業所に立ち入り、帳簿書類(電磁的記録を含む。)を検査させること。
- 4 施行令第四条の規定に基づき、家畜商名簿の登録を削除すること。
- 5 施行令第四条の三の規定に基づき、新たに置かれる従業者等の家畜商免許証を交付すること。
- 6 施行令第五条の規定に基づき、家畜商免許証の書換交付をすること。
- 7 施行令第六条の規定に基づき、家畜商免許証の再交付をすること。
- 8 施行令第七条の規定に基づき、家畜商免許証の返納を受け

八 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号。以下この項において「法」という。)及び埼玉県家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年)

- 1 法第十六条第一項の規定に基づき、家畜人工授精師の免許を与えること。
- 2 法第十六条第二項の規定に基づき、家畜人工授精又は家畜体内受精卵移植に関する講習会を受けようとする者の受講願書を受理すること。
- 3 法第十八条の規定に基づき、家畜人工授精師免許証を交付すること。
- 4 法第二十四条の規定に基づき、家畜人工授精所の開設を許可すること。
- 5 法第三十五条第一項の規定に基づき、地方種畜検査委員に畜舎等に立ち入らせ、質問させ、書類(電磁的記録を含む。)を検査させ、又は種畜の精液等を収去させること。
- 6 施行細則第四条の規定に基づき、家畜人工授精所の開設許可に係る事項の異動の届出を受理すること。
- 7 施行細則第五条の規定に基づき、家畜人工授精所の開設者が契約等をし、又はこれを変更した旨の届出を受理すること。
- 8 施行細則第七条の規定に基づき、種付けした頭数等の報告を受理すること。

九 家畜取引法(昭和三十一年法律第二百三十三号。以下この項

- 1 法第二十七条第一項の規定に基づき、臨時市場開設の届出を受理すること。
- 2 法第七条第一項の規定に基づ

法第六条第三項の規定に基づき、あつせん又は調停をすること。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第二十二号専決事項の欄2及び3中「第八十四条」を「法第八十四条」に改め、同欄4から7までの規定中「第五十三条の四第二項(第八十四条)」を「法第五十三条の四第二項(法第八十四条)」に改め、同欄8及び9中「第八十四条」を「法第八十四条」に改め、同欄中11から13までを削り、14を11とし、15から36までを12から33までとし、37を削り、38を34とし、39を35とし、40を36とし、41及び42を削り、同号を同項第十四号とし、同項第二十三号から第二十七号までを八号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

<p>センター所長 (さいたま農林振興センター所長を除く。)</p>	<p>一 埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例(昭和三十年埼玉県条例第十三号。以下この項において「条例」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 条例第三項第一項及び第二項の規定に基づき、分担金等の額を定め、又はこれを変更すること。</p> <p>2 条例第四項第一項ただし書の規定に基づき、納期を変更すること。</p> <p>3 条例第四項第二項の規定に基づき、分担金等の充當、還付又は追徴をすること。</p> <p>4 条例第六條第二項の規定に基づき、同条第一項の規定により徴収する分担金の額その他当該分担金に關し必要な事項を定めてこれを通知すること。</p> <p>5 条例第八條第一</p>
------------------------------------	---	---

農林振興

<p>二 土地改良法(以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 法第八十七条の二第三項又は第八十七条の三第一項若しくは第二項の規定に基づき、法第三条に規定する資格を有する者等の同意を得ること。</p> <p>2 法第八十七条の三第六項において準用する法第五條第六項又は第七項の規定に基づき、関係行政庁等の承認又は所有権者等の同意を得ること。</p> <p>3 法第九十條第七項(法第九十一條第四項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、負担金の徴収を受けるべき者の同意を得ること。</p> <p>4 法第九十一條第二項の規定に基づき、同条第一項に掲げる者に対する分担金に相当する</p>	<p>項及び第三項の規定に基づき、延滞金を徴収し、又はこれを減免すること。</p>
<p>1 法第八十九条の二第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)において準用する法第五十二條第六項の規定に基づき、換地計画に係る土地につき権利を有する者で組織する会議を招集すること。</p> <p>2 法第八十九條の二第六項の規定に基づき、一時利用地を指定し、又は従前の土地の使用及び収益を停止させること。</p> <p>3 法第八十九條の二第七項の規定に基づき、仮清算金が支払われた土地の使用及び収益を停止させること。</p> <p>4 法第一百三條の三の規定に基づき、登記所への届出を行うこと。</p> <p>5 法第一百九條の規定に基づき、土地改良事業の施行に係る地域内にある物件で事業の障害となるものを移転し、除去し、又は取り壊すこと。</p> <p>6 法第二百十條の規定に基づき、土地改良施設の急迫の災害を防ぐため、他人の土地を一時使用し、又は土石竹木その他の現品を使用し、若しくは収用すること。</p>	<p>1 法第八十九条の二第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)において準用する法第五十二條第六項の規定に基づき、換地計画に係る土地につき権利を有する者で組織する会議を招集すること。</p> <p>2 法第八十九條の二第六項の規定に基づき、一時利用地を指定し、又は従前の土地の使用及び収益を停止させること。</p> <p>3 法第八十九條の二第七項の規定に基づき、仮清算金が支払われた土地の使用及び収益を停止させること。</p> <p>4 法第一百三條の三の規定に基づき、登記所への届出を行うこと。</p> <p>5 法第一百九條の規定に基づき、土地改良事業の施行に係る地域内にある物件で事業の障害となるものを移転し、除去し、又は取り壊すこと。</p> <p>6 法第二百十條の規定に基づき、土地改良施設の急迫の災害を防ぐため、他人の土地を一時使用し、又は土石竹木その他の現品を使用し、若しくは収用すること。</p>	<p>1 法第八十九条の二第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)において準用する法第五十二條第六項の規定に基づき、換地計画に係る土地につき権利を有する者で組織する会議を招集すること。</p> <p>2 法第八十九條の二第六項の規定に基づき、一時利用地を指定し、又は従前の土地の使用及び収益を停止させること。</p> <p>3 法第八十九條の二第七項の規定に基づき、仮清算金が支払われた土地の使用及び収益を停止させること。</p> <p>4 法第一百三條の三の規定に基づき、登記所への届出を行うこと。</p> <p>5 法第一百九條の規定に基づき、土地改良事業の施行に係る地域内にある物件で事業の障害となるものを移転し、除去し、又は取り壊すこと。</p> <p>6 法第二百十條の規定に基づき、土地改良施設の急迫の災害を防ぐため、他人の土地を一時使用し、又は土石竹木その他の現品を使用し、若しくは収用すること。</p>

部分の費用を市町村に負担させること。
5 法第九十一条第六項の規定に基づき、県営土地改良事業に要する費用の一部を市町村に負担させること。

別表第二地方機関の表川越農林振興センター所長及び秩父農林振興センター所長の項第一号専決事項の欄1中「第十条の六第四項」を「法第十条の六第四項」に改め、同欄2中「第十二条第三項」を「法第十二条第三項」に改め、同欄15中「第二十二条の十一第三号又は第四号」を「第二十二条の十一第一項第三号又は第四号」に改め、同欄16中「第二十二条の十一第五号」を「第二十二条の十一第一項第五号」に改め、同表県土整備事務所長の項第十二号事務の種類の中「国有財産法」の下に「昭和二十三年法律第七十三号。」を加え、同項第十八号委任事務の欄1中「第二十二条」を「第二十九条」に改め、同欄2中「第二十三条」を「第三十条」に改め、同項第二十一号を次のように改める。

<p>二十一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号。以下この項において「法」という。)の施行に 関する事務</p>	<p>1 法第二十五条第一項の規定に基づき、他人の占有する土地に自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせること。</p> <p>2 法第二十六条第一項の規定に基づき、障害物を伐除し、又は土地の試掘等を行うこと。</p>
--	---

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項中第二十二号から第二十五号までを削り、第二十六号を第二十二号とし、第二十七号から第三十一号までを削り、同項第三十二号委任事務の欄中1から8までを削り、9を1とし、10から12までを2から4までとし、13から19までを削り、同号を同項第二十三号とし、同項第三十三号を削り、同項第三十四号事務の種類の中「土地収用法」の下に「昭和二十六年法律第二百十九号。」を加え、同号を同項第二十四号とし、同項第三十五号を第二十五号とし、第三十六号を第二十六号とし、第三十七号を削り、同

項第三十八号委任事務の欄中「第十二条」を「法第十二条」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項中第三十九号から第四十一号までを十一号ずつ繰り上げ、第四十二号及び第四十三号を削り、同表さいたま県土整備事務所長、川越県土整備事務所長、熊谷県土整備事務所長及び越谷県土整備事務所長の項を削り、同表新都市建設事務所長の項事務の種類の中「土地区画整理法」の下に「昭和二十九年法律第百十九号。」を加え、同表に次のように加える。

長 所 センター 安全 建築	長 所 センター 安全 建築
<p>一 都市計画法(以下この項において「法」という。)及び都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)の施行に 関する事務</p>	<p>1 法第二十九条第一項及び第二項の規定に基づき、開発行為を許可すること。</p> <p>2 法第三十四条第十三号の規定に基づき、既存の権利の届出を受理すること。</p> <p>3 法第三十四条の二第一項の規定に基づき、開発行為について国の機関等と協議をすること。</p> <p>4 法第三十五条の二第一項の規定に基づき、開発許可に係る事項の変更を許可すること。</p> <p>5 法第三十五条の二第三項の規定に基づき、開発許可に係る事項の軽微な変更の届出を受理すること。</p> <p>6 法第三十六条第一項の規定に基づ</p>

- き、工事完了の届出を受理すること。
- 7 法第三十六条第二項の規定に基づき、開発行為(面積が〇・一ヘクタール未満の区域に係るものに限る。次の8において同じ。)に関する工事を検査し、及び検査済証を交付すること。
- 8 法第三十六条第三項の規定に基づき、開発行為に関する工事が完了した旨を公告すること。
- 9 法第三十七条第一号の規定に基づき、建築物等の建築等について支障がないと認めること。
- 10 法第三十八条の規定に基づき、工事の廃止の届出を受理すること。
- 11 法第四十一条第一項の規定に基づき、建築物の敷地、構造及び設備に関する制限を定めること。
- 12 法第四十一条第二項ただし書の規定に基づき、建築物の建築を許可すること。
- 13 法第四十二条第一項ただし書の規定に基づき、予定建築物等以外の建築物等の建築等を許可すること。
- 14 法第四十二条第二項の規定に基づき、建築物の新築等について国の機関と協議をすること。
- 15 法第四十三条第一項の規定に基づき、建築物等の建築等を許可すること。
- 16 法第四十三条第三項の規定に基づき、建築物等の建築等について国の機関等と協議をすること。
- 17 法第四十五条の規定に基づき、地位の承継を承認すること。
- 18 法第四十六条の規定に基づき、開発登録簿を調製し、保管すること。
- 19 法第四十七条第五項の規定に基づ

- 20 法第五十三条第一項の規定に基づき、建築物の建築を許可すること（伊奈新都市建設事務所の所掌に係るものを除く。）
- 21 法第六十五条第一項の規定に基づき、建築物の建築等を許可すること。
- 22 法第八十条第一項の規定に基づき、報告の徴取、勧告等を行うこと。
- 23 法第八十一条第一項の規定に基づき、監督処分を行うこと。
- 24 法第八十一条第三項の規定に基づき、公示すること。
- 25 法第八十二条第一項の規定に基づき、土地等へ立ち入り、土地等の検査を行うこと。
- 26 法第八十二条第二項の規定に基づき、身分を示す証明書を交付すること。

	<p>二 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>
<p>27 都市計画法施行規則第六十条の規定に基づき、法の当該規定に適合することを証する書面を交付すること。</p>	<p>1 法第二十八条の四第三項第五号イ若しくは第七号イ、第六十三号第三項第五号イ若しくは第七号イ又は第六十八号の六十九第三項第五号イ若しくは第七号イの規定に基づき、優良な宅地の供給に寄与するものであることの認定をすること。</p> <p>2 法第二十八条の四第三項第六号、第六十三号第三項第六号又は第六十八号の六十九第三項第六号の規定に基づき、優良な住宅の供給に寄与するものであることの認定をすること。</p> <p>3 法第三十一条の二第二項第十五号ハ又は第六十二条</p>

<p>三 埼玉県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年埼玉県条例第二十八号。以下この項において「条例」という。）の施行に関する事務</p>		
<p>5 条例第六条第一項の規定に基づき、土地等の状況</p>	<p>1 条例第二条第一項の規定に基づき、建築物等の新築、改築、増築又は移転等を許可すること。 2 条例第二条第三項の規定に基づき、建築物等の新築、改築、増築又は移転について国等の機関と協議をすること。 3 条例第三条の規定に基づき、同条各号に掲げる行為に係る通知を受理すること。 4 条例第五条の規定に基づき、監督処分等を行うこと。 5 条例第六条第一項の規定に基づき、土地等の状況</p>	<p>の三四項第十五号ハの規定に基づき、優良な宅地の認定をすること。 4 法第三十一条の二第二項第十六号の三四項第十六号ニの規定に基づき、優良な住宅の認定をすること。</p>
	<p>条例第六条第二項に規定する身分を示す証明書を交付すること。</p>	
<p>五 土地区画整理法（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>四 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号。以下この項において「法」という。）及び流通業務市街地の整備に関する法律施行規則（昭和四十二年建設省令第三号）の施行に関する事務</p>	<p>四 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号。以下この項において「法」という。）及び流通業務市街地の整備に関する法律施行規則（昭和四十二年建設省令第三号）の施行に関する事務</p>
<p>1 法第七条（法第十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宅地以外の土地（河川法第四条第一項に規定する一級河川の河川区域に係るものを</p>	<p>1 法第五条第一項ただし書の規定に基づき、流通業務地区における施設の建設、改築等の許可をすること。 2 法第六条第一項及び第二項の規定に基づき、違反施設に対する措置をすること。 3 法第三十八条第一項の規定に基づき、造成敷地等に関する権利の設定又は移転について承認すること。 4 流通業務市街地の整備に関する法律施行規則第二十五条の規定に基づき、法第五条の規定に適合していることを証する書面を交付すること。</p>	<p>1 法第五条第一項ただし書の規定に基づき、流通業務地区における施設の建設、改築等の許可をすること。 2 法第六条第一項及び第二項の規定に基づき、違反施設に対する措置をすること。 3 法第三十八条第一項の規定に基づき、造成敷地等に関する権利の設定又は移転について承認すること。 4 流通業務市街地の整備に関する法律施行規則第二十五条の規定に基づき、法第五条の規定に適合していることを証する書面を交付すること。</p>

<p>六 景観法(平成十六年法律第百十号。以下この項において「法」という。)、埼玉県景観条例(平成十九年埼玉県条例第四十六号。以下この項において「条例」という。)及び埼玉県景観規則(平成十九年埼玉県規則第九十号)の施行に関する事務</p>	
<p>1 法第十六条第一項の規定に基づき、届出を受理すること。</p> <p>2 法第十六条第二項の規定に基づき、変更の届出を受理すること。</p> <p>3 法第十六条第三項の規定に基づき、必要な措置をとることを勧告すること。</p> <p>4 法第十六条第五項の規定に基づき、国の機関又は地方公共団体からの通知を受理すること。</p> <p>5 法第十六条第六項の規定に基づき、国の機関又は地方公共団体に対し、協議を求め</p>	<p>除く。)を施行地区に編入することを承認すること。</p> <p>2 法第七十六条第一項の規定に基づき、土地の形質の変更、工作物の新築等又は物件の設置等の許可(新都市建設事務所の手掌に係るものを除く。)をすること。</p>
<p>10 法第十七条第七項の規定に基づき、措置を命じた者に対し、措置の実施状況等について報告をさせ、又は職員に、建築物の敷地等に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況の検査等をさせること。</p> <p>9 法第十七条第六項の規定に基づき、原状回復等を自ら行い、又は命じた者若しくは委任した者に行わせること。</p> <p>8 法第十七条第五項の規定に基づき、措置命令に違反した者等に対し、原状回復等を命ずること。</p> <p>7 法第十七条第四項の規定に基づき、同条第二項の期間の延長及び通知をすること。</p> <p>6 法第十七条第一項の規定に基づき、特定届出対象行為に関して必要な措置をとることを命ずること。</p>	<p>こと。</p>

- 11 法第十八条第二項の規定に基づき、行為の着手制限の期間を短縮すること。
- 12 条例第七条第二項ただし書の規定に基づき、添付を省略することができ、図書を定めること。
- 13 条例第八条第一項の規定に基づき、必要な指導又は助言をすること。
- 14 条例第八条第二項の規定に基づき、指導又は助言の終了に係る通知をすること。
- 15 条例第九条第一項の規定に基づき、勧告に従わない旨及びその内容を公表すること。
- 16 条例第十条第一項の規定に基づき、行為の着手制限の期間短縮をすること。
- 17 条例第十条第二項の規定に基づき、期間短縮の通知をすること。
- 18 条例第十二条の規定に基づき、同

<p>七 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下この項において「法」という。)、建築基準法施行令(昭和二十五政令第三百三十八号。以下この項において「施行令」という。)</p> <p>及び埼玉県建設</p>	
<p>1 法第六条の第二項の規定に基づき、指定を受けた者から確認審査報告書を受理すること。</p> <p>2 法第六条の第二項の規定に基づき、確認済証の交付を受けた建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないと認める旨を建築主及び指定を受けた者に通知</p>	<p>条各号に定める者に対し、報告を求めること。</p> <p>19 条例第十三条第二項の規定に基づき、景観形成基準に配慮した措置を講ずるよう指導又は助言をすること。</p> <p>20 埼玉県景観規則第三条第五項第一号イ及び第六項第一号並びに第六条第一項第一号ロ(1)及び第二号二(1)の規定に基づき、立面図の面数について、四面以上の必要がないと認めること。</p>
<p>1 法第九条第一項から第五項まで及び第七項から第十項まで(法第十条第四項、第四十五条第二項、第八十八条第一項(昇降機等を除く。))及び第二項(同条第四項の適用を受ける場合を含む。)、第九十条第三項並びに第九十条の第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、違反した建築物等に対する措置を命ずること(これに付随して行う意見の聴取等及び当該命令の取消しを含む。)</p> <p>2 法第九条第十三項(法第十条第四項、第八十八条第一項(昇</p>	

築基準法施行細則(昭和三十六年埼玉県規則第十五号。以下この項において「施行細則」という。)の施行に関する事務

- 3 法第七条の二第六項の規定に基づき、指定を受けた者から完了検査報告書を受理すること。
- 4 法第七条の四第六項の規定に基づき、指定を受けた者から中間検査報告書を受理すること。
- 5 法第七条の六第一項第一号及び第十八条第二十二項第一号(これらの規定を法第八十七条の二及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、建築物等(エレベーター、エスカレーター及び小荷物専用昇降機を除く。)に係る仮使用の承認をすること。
- 6 法第十二条第一項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、建築物で指定するものの所有者から、調査の結果降機等を除く。)及び第二項(同条第四項の適用を受ける場合を含む。)並びに第九十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、違反した建築物等に対する措置を命じた旨の公示をすること。
- 3 法第九条の三第一項(法第八十八条第一項(昇降機を除く。)、第二項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、措置命令等に違反した建築物の設計者等を国土交通大臣に通知すること。
- 4 法第十条第一項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがある建築物等について、その所有者等に対して必要な措置をとることを勧告すること。
- 5 法第十条第二項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、勧告に係る措置をとることを命ずること。
- 6 法第十条第三項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、保安上危険であり、又は衛生上有害である建築物等について、その所有者等に対して、除却等又は必要な措置をとることを命ずること。
- 7 法第九十条の二第一項(法第八十七条の二において準用する

- 果の報告を受理すること。
- 7 法第十二条第三項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、昇降機以外の建築設備で指定するものの所有者から、検査の結果の報告を受理すること。
- 8 法第十二条第五項(法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、建築物の敷地等又は建築物に関する工事の計画等に関する報告を求めると(本庁において当該事務を所掌する場合を除く。)
- 9 法第四十二条第一項第四号の規定に基づき、新設又は変更の事業計画のある道路を指定すること。
- 10 法第四十二条第一項第五号の規定に基づき、築造する道の位置を指定し、又は当該指定

場合を含む。)の規定に基づき、安全上、防火上又は避難上支障があると認める工事中の特殊建築物等の所有者等に対し、必要な措置をとることを命ずること。

した位置を変更し、若しくは廃止すること。

11 法第四十三条第一項ただし書の規定に基づき、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて、建築を許可すること。

12 法第四十四条第一項第二号の規定に基づき、公衆便所、巡査派出所等について、道路内等における建築を許可すること。

13 法第四十五条第一項の規定に基づき、私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限すること。

14 法第五十六条の二第一項ただし書の規定に基づき、日影による中高層建築物の高さの制限を越える建築物を許可すること。

15 法第六十八条の四の規定に基づき、地区計画等の区域内にある建築物について、交通上、安全上、防火

上及び衛生上支障がないと認めること。

16 法第七十三条第一項、第七十四条第一項又は第七十六条第一項の規定に基づき、建築協定を認可し、又はその変更若しくは廃止を認可すること。

17 法第七十七条の三十一第二項の規定に基づき、職員に、指定確認検査機関の事務所に立ち入り、確認検査の業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。

18 法第七十七条の三十二第一項の規定に基づき、照会をした指定確認検査機関に対して、照会に係る事項の通知その他必要な措置を講じること。

19 法第七十七条の三十二第二項の規定に基づき、指定確認検査機関に対

し、必要な措置をとるべきことを指示すること。

20 法第八十五条第五項の規定に基づき、仮設建築物の許可をすること。

21 法第八十六条第一項の規定に基づき、建築物の敷地等で二以上のものが一団地を形成している場合において、当該一団地内に建築される一又は二以上の構えを成す建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。

22 法第八十六条第二項の規定に基づき、一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として、総合的見地からした設計によつて当該区域内に建築物が建築される場合において、その位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。

23 法第八十六条第二項の規定に基づき、公告対象区域内において、一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をすること。

24 法第八十六条第五第二項の規定に基づき、一の敷地とみなすこと等の認定等を取り消すこと。

25 法第八十六条第六第二項の規定に基づき、総合的設計によつて建築する建築物について、その各建築物の位置及び構造が住居の環境の保護に支障がないと認めること。

26 法第八十六条第八第一項の規定に基づき、既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合において、当該二以上の工事の全体計画が基準に適合す

- ると認めること。
- 27 法第八十六条の八第三項の規定に基づき、全体計画の変更を認定すること。
- 28 法第八十六条の八第四項の規定に基づき、認定建築主に対し、工事の状況について報告を求めること。
- 29 法第八十六条の八第五項の規定に基づき、認定建築主に対し必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 30 法第八十六条の八第六項の規定に基づき、全体計画又は全体計画の変更の認定を取り消すこと。
- 31 法第九十条の三(法第八十七条の二において準用する場合を含む。)の規定に基づき、工事の施工中における建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画の届出を受け受理すること。
- 32 施行令第一百五十二条の二第四号ただし書の規定に基づき、建築物の外壁等について延焼防止上支障がないと認めること。
- 33 施行令第一百四十四条の四第一項第一号ホの規定に基づき、避難及び通行の安全上支障がないと認めること。
- 34 施行令第一百四十四条の四第一項第二号ただし書の規定に基づき、すみ切りを設けないことを認めること。
- 35 施行令第一百四十四条の四第一項第四号ただし書の規定に基づき、縦断勾配が十二パーセントを超える道又は階段状の道について、避難及び通行の安全上の支障がないと認めること。
- 36 施行細則第六条の五第一項第二号の規定に基づき、路地状敷地等の特例を認めること。
- 37 施行細則第六条の五第三項の規定

に基づき、認定に
関し、必要な資料
の提出を求めるこ
と。

38 施行細則第十条
第四項の規定に基
づき、許可（11、
12及び14に係る許
可に限る。）に関
し、必要な資料の
提出を求めるこ
と。

39 施行細則第十条
の二第三項の規定
に基づき、認定（法
第六十八条の第三
一項、第八十六条
の六第二項、施行
令第一百五十五条の二
第一項第四号ただ
し書又は次項に係
る認定に限る。）
に関し、必要な資
料の提出を求める
こと。

40 施行細則第十四
条第二項又は第十
五条の規定に基づ
き、建築協定の認
可又はその変更若
しくは廃止の認可
に関し、必要な資
料の提出を求める
こと。

41 施行細則第十五
条の四第二項の規
定に基づき、認定

<p>八 埼玉県建築 基準法施行条 例（昭和三十 五年埼玉県条 例第三十七 号。以下この 項において 「条例」とい う。）の施行 に関する事務</p>	<p>又は認定の取消し に関し、必要な資 料の提出を求める こと。</p> <p>1 条例第十三条た だし書の規定に基 づき、特別支援学 校の用途に供する 建築物の四階以上 に教室等を設ける ことについて安全 上及び避難上支障 がないと認めるこ と。</p> <p>2 条例第三十条第 五号の規定に基づ き、道路に面して 自動車の車庫等を 建築することが通 行の安全上支障が あると認める道路 を指定すること。</p> <p>3 条例第三十四条 ただし書の規定に 基づき、特殊な装 置を用いる自動車 車庫について同条 各号の規定による 構造設備と同等以 上と認めること。</p> <p>4 条例第五十六条 の規定に基づき、 安全上及び防火上 支障がないと認め ること。</p> <p>5 条例第五十六条</p>
---	---

- 10 条例第五十六条
の三第一項第四号の規定に基づき、新設又は変更の事業計画のある道路を指定すること。
- 9 条例第五十六条の三第一項第五号の規定に基づき、築造する道の位置を指定すること。
- 8 条例第五十六条の五第一項第二号の規定に基づき、公衆便所、巡査派出所等を道路内等に建築することについて、通行上支障がないと認めること。
- 7 条例第五十六条の四ただし書の規定に基づき、国土交通省令で定める基準に適合する建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。
- 6 条例第五十六条の三第一項第五号の規定に基づき、築造する道の位置を指定すること。
- 5 条例第五十六条の三第一項第四号の規定に基づき、新設又は変更の事業計画のある道路を指定すること。
- 4 条例第五十六条の三第一項第三号の規定に基づき、築造する道の位置を指定すること。
- 3 条例第五十六条の三第一項第二号の規定に基づき、築造する道の位置を指定すること。
- 2 条例第五十六条の三第一項第一号の規定に基づき、築造する道の位置を指定すること。

<p>十 浄化槽法 (以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>九 建築士法 (昭和二十五年法律第二百二号)の施行に関する事務</p>	
<p>1 法第五条第一項の規定に基づき、浄化槽の設置又はその構造若しくは規模の変更の届出を受理すること。 2 法第五条第三項の規定に基づき、</p>	<p>建築士法第二十六条の二第一項の規定に基づき、建築士事務所の開設者等に対し、必要な報告を求め、又は職員に、建築士事務所立ち入り、図書その他の物件を検査させること。</p>	<p>の八第四項第二号の規定に基づき、公園、広場等のある建築物について、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。 11 条例第五十六条の十二の規定に基づき、公益上必要な建築物で用途上又は構造上、条例第五章の二の規定を適用しないことについて、やむを得ないと認めること。</p>

<p>十一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 法第十五条第一項の規定に基づき、建築主等に対し、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>2 法第十五条第二項後段の規定に基づき、特別特定建築物を管理する機関の長に対し、通知し、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを要請すること。</p> <p>3 法第十五条第三項又は第十六条第三項の規定に基づき、建築主等に対し、必要な指導及び助言をすること。</p> <p>4 法第十七条第三項(法第十八条第</p>	<p>浄化槽の設置又は変更の計画の変更又は廃止を命ずること。</p> <p>3 法第五条第四項ただし書の規定に基づき、届出の内容が相当であると認める旨の通知をすること。</p>
	<p>5 法第十七条第五項(法第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、特定建築物の建築等の計画及びその変更について、建築主事に通知すること。</p> <p>6 法第二十一条の規定に基づき、認定建築主等に対し、改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>7 法第二十二条の規定に基づき、処分に違反した認定建築主等について、特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定を取り消すこと。</p> <p>8 法第二十三条第一項の規定に基づき、既存の特定建築物に設けるエレベーターについ</p>	<p>二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、特定建築物の建築等及び維持保全の計画並びにその計画の変更を認定すること。</p>

て、防火上及び避難上支障がないと認めること。

9 法第三十五条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築物特定事業計画の送付を受けること。

10 法第三十八条第二項の規定に基づき、公共交通特定事業等の実施の要請を受けた者が当該要請に応じない旨の通知（建築物特定事業に係るものに限る。）を受理すること。

11 法第三十八条第三項の規定に基づき、公共交通特定事業等を実施すべきことを勧告（建築物特定事業に係るものに限る。）をすること。

12 法第三十八条第四項の規定に基づき、同条第三項の勧告を受けた者に対し、移動等円滑化のために必要な措置（建築物特定事業に係るもの

限る。）をとるべきことを命ずること。

13 法第四十三条第二項（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、協議を受け、同意すること。

14 法第五十三条第三項の規定に基づき、建築主等に対し、報告をさせ、又は職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入らせ、特定建築物、書類等の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

15 法第五十三条第四項の規定に基づき、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について、報告をさせること。

十二 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（平

条例第十条の規定に基づき、条例の規定を適用しない場合においても高齢者、障害者等若しくは多数の者が建築物特定

<p>成二十年埼玉 県条例第四十 二号。以下こ の項において 「条例」とい う。)の施行 に関する事務</p>	<p>十三 埼玉県福 祉のまちづく り条例(平成 七年埼玉県条 例第十一号。 以下この項に おいて「条 例」という。 の施行に関す る事務(建築 物に係るもの に限る。)</p>	<p>施設を円滑に利用で きると認めること又 は条例の規定を適用 しないことが建築物 若しくはその敷地の 形態上やむを得ない と認めること。</p>	<p>1 条例第十四条の 規定に基づき、適 合証を交付するこ と。 2 条例第十六条第 一項の規定に基づ き、特定生活関連 施設の新築等に係 る届出を受理する こと。 3 条例第十六条第 二項の規定に基づ き、特定生活関連 施設の新築等に係 る届出事項の変更 の届出を受理する こと。 4 条例第十七条の 規定に基づき、特 定生活関連施設設 置者に対し、指導 及び助言をすること。 5 条例第十八条の 規定に基づき、特 定生活関連施設の 新築等の届出を受 理すること。 6 条例第十九条の</p>
<p>十五 建設工事</p>	<p>十四 独立行政 法人住宅金融 支援機構法 (平成十七年 法律第八十二 号)に基づく 受託業務に関 する事務</p>	<p>規定に基づき、新 築等の届出に係る 特定生活関連施設 の構造等について 検査すること。 7 条例第二十四条 第一項の規定に基 づき、その職員 に、特定生活関連 施設等に立ち入 り、特定関連施設 の構造等について 調査させること。 8 条例第二十五条 第二項の規定に基 づき、国等から特 定生活関連施設の 新築等に係る通知 を受理すること。 9 条例第二十五条 第四項の規定に基 づき、同条第二項 の通知等があつた 場合において、国 等に対し、必要な 措置を要請するこ と。</p>	<p>1 法第十条第一項</p>

に係る資材の再資源化等に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務

の規定に基づき、対象建設工事に係る同項各号に掲げる事項の届出を受け、理すること。

2 法第十条第二項の規定に基づき、対象建設工事の届出に係る事項の変更の届出を受け、理すること。

3 法第十条第三項の規定に基づき、対象建設工事に係る届出をした者に対し、分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずること。

4 法第十一条の規定に基づき、国の機関等からの通知を受け、理すること。

5 法第十四条の規定に基づき、対象建設工事受注者等に対し、分別解体等の実施に関し必要な助言又は勧告をすること。

6 法第十五条の規定に基づき、対象建設工事受注者等に対し、分別解体等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命

7 法第四十二条第一項の規定に基づき、対象建設工事の発注者等に対し、分別解体等の実施の状況に関し報告させること。
8 法第四十三条第一項の規定に基づき、職員に、対象建設工事の現場等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させること。

十六 エネルギー
1の使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務

1 法第七十四条第一項の規定に基づき、建築主等又は特定建築物の所有者等に対し、建築物の設計等に係る事項について、必要な指導及び助言をすること。

2 法第七十五条第一項の規定に基づき、特定建築主等からの同項各号に定める措置に係る届出を受け、理すること。

3 法第七十五条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による届出を

した者に対し、届出に係る事項を変更すべき旨を指示すること。

4 法第七十五条第三項の規定に基づき、同条第二項に規定する指示を受けた者が指示に従わなかつた旨を公表すること。

5 法第七十五条第四項の規定に基づき、同条第二項に規定する指示を受けた者が指示に従わなかつた場合において、当該指示を受けた者に対し、措置をとるべきことを命ずること。

6 法第七十五条第五項の規定に基づき、同条第一項の規定による届出をした者等からの維持保全の状況についての報告を受理すること。

7 法第七十五条第六項の規定に基づき、同条第五項の規定による報告をした者に対し、エネルギーの効率的利用に資する維持

保全をすべき旨の勧告をすること。
8 法第八十七条第十項の規定に基づき、特定建築主等若しくは法第七十五条第五項の規定による報告をすべき者に対し、特定建築物の設計等に係る事項に関し報告をさせ、又は職員に、特定建築物等に立ち入り、特定建築物等を検査させること。

別表第二公の施設の表埼玉県立大学学長の項第四号専決事項の欄中「大学院研究科準備室長」を「大学院研究科長」に改め、同表産業技術総合センター総長の項事務の種類の中「平成十四年埼玉県条例第百六十五号」を「平成十四年埼玉県条例第八十四号」に改め、同項委任事務の欄11中「別表第一第二号第八項」を「別表第二第一号第八項」に、「使用料」を「手数料」に改め、同欄11を同欄12とし、同欄10の次に次のように加える。

11 条例第十七条第二項ただし書の規定に基づき、手数料を還付すること。
別表第二公の施設の表彩の国ビジュアルプラザ館長の項を削る。

第二条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第二地方行政機関の表福祉保健総合センター所長の項第二十七号専決事項の欄27中「変更」の下に「又は施設の廃止、休止若しくは再開」を加え、同欄32中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同欄中37を38とし、33から36までを34から37までとし、32の次に次のように加える。

33 法第百十五条の三十二第二項第一号、第三項又は第四項の規定に基づき、業務管理体制の整備に関する事項等の届出を受理すること。

第三条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正

する。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十一号委任事務の欄2中「法第二十七条において準用する場合を含む。」を削り、「薬局等」を「薬局」に改め、同欄13中「及び薬種商試験に伴う許可」を「の許可」に改め、同欄15を次のように改める。

15 法第二十八条第三項ただし書の規定に基づき、店舗以外の場所において薬事に関する実務に従事する許可をすること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十一号事務の種類「の欄中」と及び「を」とに、「の」を「」及び「」を「」及び「」を「」を改正する省令(平成二十一年厚生労働省令第十号。以下この項において「改正省令」という。)に改め、同号委任事務の欄25中「施行規則」を「薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号)附則第十四条及び第十五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧施行規則」に改め、同欄25を同欄27とし、同欄24中「施行規則」を「改正省令附則第十六条の規定によりなおその効力を有するとされた旧施行規則」に改め、同欄24を同欄26とし、同欄23中「施行規則」を「改正省令附則第七條の規定によりなおその効力を有するとされた改正省令第一條の規定による改正前の施行規則(以下この項において「旧施行規則」という。)」に改め、同欄23を同欄25とし、同欄22を同欄23とし、その次に次のように加える。

24 施行規則第十五条の四第二項(施行規則第四百二十二条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、郵便等販売の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十一号委任事務の欄中21を22とし、16から20までを17から21までとし、15の次に次のように加える。

16 法第三十五条第三項ただし書の規定に基づき、営業所以外の場所において薬事に関する実務に従事する許可をすること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十一号委任事務の欄に次のように加える。

28 改正省令附則第四条の規定に基づき、継続既存薬局開設者からの週当たり勤務時間数の届出を受理すること。

29 改正省令附則第十条の規定に基づき、既存一般販売業者からの店舗管理者の氏名及び住所の届出を受理すること。

30 改正省令附則第十一条の規定に基づき、既存薬種商等からの店舗管理者の氏名及び住所の届出を受理すること。

31 改正省令附則第十七条の規定に基づき、みなし卸売販売業者からの営業所管理者の氏名及び住所の届出等を受理すること。

32 改正省令附則第三十三条の規定に基づき、既存薬局開設者等であつて改正省令の施行の際現に郵便等販売を行つてゐるものからの郵便等販売の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十一号専決事項の欄9中「一般販売業者に対し、薬剤師の増員」を「店舗販売業者に対し、その業務の体制を整備すること」に改め、同欄12中「一般販売業者」を「店舗販売業者」に改め、同表家畜保健衛生所長の項第三号委任事務の欄2中「一般販売業者」を「店舗販売業者」に改め、同欄中3から5までを削り、6を3とし、7を4とし、8を5とし、その次に次のように加える。

6 法第八十三条の二の二第一項の規定に基づき、特例店舗販売業の許可をすること。

別表第二地方行政機関の表家畜保健衛生所長の項第三号委任事務の欄中9を7とし、10を8とし、同欄11中「特例販売業」を「特例店舗販売業」に改め、同欄11を同欄9とする。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表第一専決事項の欄第八号の改正規定 平成二十一年五月二十一日
- 二 第一条中別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項に一号を加える改正規定(委任事務の欄2に係る部分に限る。)並びに同表保健所長の項第十八号及び第十九号の改正規定 平成二十一年十月一日
- 三 第二条の規定 平成二十一年五月一日
- 四 第三条の規定 平成二十一年六月一日

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二―(代表)
印刷所	埼玉印刷 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六―二二九〇―(代表)
社名	埼玉新聞社
URL	http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/hr_top.htm